

Title	我国の日傭労働者に関する若干の考察
Sub Title	
Author	園, 乾治
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1933
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.27, No.12 (1933. 12) ,p.1843(45)- 1914(116)
JaLC DOI	10.14991/001.19331201-0045
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19331201-0045

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

我國の日傭労働者に關する若干の考察

園 乾 治

目 次

- 一 日傭労働者の意義
- 二 日傭労働者の労働條件
- 三 日傭労働者の生活状態
- 四 災害扶助法と扶助責任保險法
- 五 日傭労働者の共済保險
- 六 朝鮮人労働者問題

一 日傭労働者の意義

日傭労働者とは如何なる労働者であるか。これを明確に定義することは頗る困難なることであるが、大體次の如く述べる事が出来るであらう。

我國の日傭労働者に關する若干の考察

乃ち日傭労働者は賃銀労働者であること、従つて洋傘修繕屋、鑄掛錠前屋等の如き行商的手工業者、又は館屋、風船屋の如き街頭の小商人は、假令其經濟的地位若くは作業の性質が類似してゐても、賃銀労働者にあらざる點より、日傭労働者とは區別せられる。

第二に日傭労働者は雇傭關係が一時的なること、日傭労働者とは常傭労働者に相對する觀念であつて、一定の傭主と持續的雇傭關係に立つものにあらず、臨時短期間雇傭關係が成立し、毎日乃至隨時其關係は動搖するものである。彼等の雇傭關係は所謂人夫請負業者との間に口頭を以て成立するので、若し労働條件其他が意に満たない時は隨時、甚しきに至つては作業中にも、突然契約を破棄して現場を去つて仕舞ふこともある。斯の如きは所謂日傭労働者の意義を最も單的に示したものである。好況時代に於ては彼等も次から次へ就業先を見出し、數日或は數週に亘る雇傭關係を結ぶこともあり、外觀上常傭労働者、又は一定の親方に隸屬する職人、若しくは部屋人夫と相異せざる状態を相當久しく持續することもあるが、この場合に於ても、彼等の内部的關係は其日限りの臨時的性質のものたるに過ぎない。

第三に日傭労働者は主として能率が低劣であること、日傭労働者の大多數のものは仲仕、手傳、土工、廣告人夫等である。石工、大工、左官等の如き熟練工が日傭労働者となることもあるが、この場合に於ては能率の比較的低下であるのが通例となつてゐる。能率の大なるものは熟練工でも不熟練労働者でも日傭労働者たることが多くない。

第四に労働場所が屋外であること、日傭労働者であつても工場雜役の一部の者は必ずしも屋外労働をなすもの

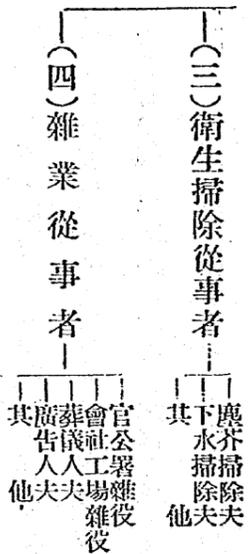
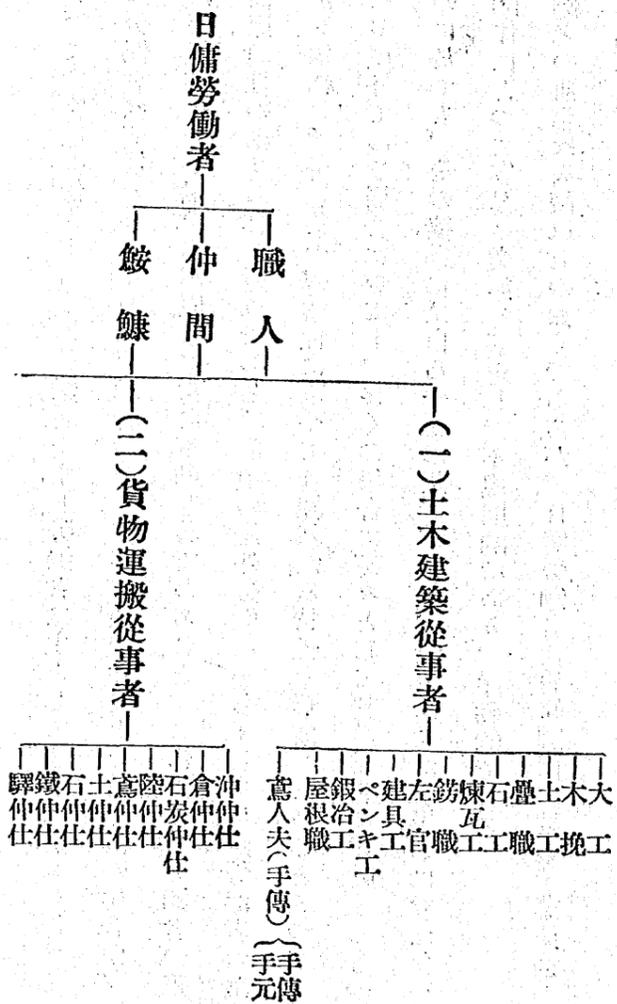
ではない。また常傭労働者でも交通労働者や水上労働者は主として屋外に於て労働する。これ等は何れも例外である。日傭労働者は前述の如く不熟練労働者であり、其作業の性質上屋外労働の場合が多いことを原則としてゐる。

第五に労働業態や労働現場が概して常に變動し勝であること、これは日傭労働者の重要な特性に數へられる轉業性又は漂泊性の稱せられる所以である。前項の屋外労働は必ずしも日傭労働者の嚴格なる意義に於ける特性ではないかも知れぬ。併しその轉業性に至つては純然たる特性を形成してゐると云つてよいであらう。常傭労働者は労働現場が屋外である場合に於ても、多くの場合に轉々として其の業態を變動するものではない。假令これを變動するものに於ても、その變動には自ら一定の限度があり、無限に又は不規則にではない。然るに日傭労働者は日々雇傭關係によつて容易に業態を變更し、不規則的であり、浮動的である。

日傭労働者の概念は大體以上の如くであるが、日傭労働者は雇傭關係、技術、業態別の三つの方面より見て類別することが出来る。

先づ雇傭關係よりすれば、定傭労働者、日傭労働者、部屋人夫の三つに大別することが出来る。定傭労働者とは一定の雇傭條件の下に傭主と直接に一定期間の雇傭契約を締結する者を云ひ、日傭労働者は俗に鯁鯁と稱せられ、傭主と直接雇傭契約を締結するか、或は人夫供給請負業者乃ち親方を通じて、間接に單獨又は一團をなして雇傭契約を締結し、其雇傭關係は極めて不規則で、表面上其日限りであるが、斷續常ならざるものを云ひ、部屋人夫とは人夫供給請負業者乃ち親方の下に起臥し、親方の請負工事又は人夫供給請負に應ずる者を云ふのである。

次に技術方面から見ると大工、左官、ペンキ工の如き一定の技術を要し、仲仕、車力、馬力等の如きは可成の力
 働を要する仕事を極めて能率的に仕上げる手工業者と、是等の職人を助ける合番、工場、雑役、其他大した力働及
 び技術を要せざる仕事をなす一般雑役とに分たれる。後者に屬する不熟練労働者は、雇傭關係の變動常ならざる點
 に於て、轉業性の大なる點に於て、また常習的失業者なる點に於て、典型的日傭労働者であるといふことが出來よ
 う。終に労働業態より見れば、日傭労働者の種類は左表の如くである。



これを更らに細分するとすれば數百種の多きに及ぶであらう。前表に於て鮫鱈と稱するのは大阪地方の俗語であつ
 て東京地方の立ン坊のことである。これは原則として其雇傭關係が其日限りで業態も一定しないものである。鮫鱈
 とは云ふまでもなく魚名で、この魚が餌の流れ来るのをじつと待つてゐるところが、丁度一定の場所に屯して仕事
 の来るのを待つてゐる日傭労働者と同じところから命名が由來してゐる。而して大阪地方に於ける鮫鱈の業態は沖
 仲仕、仲仕、土方、手傳、其他の五種であるが、これは人による區別ではなく、土方をやる者も時には手傳となり、
 又仲仕も土方となることもあるといふが如く専門を無視し又は無視せられる。これが鮫鱈の鮫鱈たる本領である。
 日傭労働者は都市に於ける自由日傭労働者の外に各地方に於ける各種建築土木労働者、農業日傭労働者、養蠶日
 傭労働者がある。建築土木労働者は、都市農村の區別なく、また平原山地の區別なく、各種の建築土木工事の行は
 れるところに必らず存在する。今その種類別を行へば(一)一般建築土木工事(建築を主とするもの)(二)鐵道省の鐵
 道線路工事、(三)各官廳及び地方自治體の河川護岸橋梁工事、(四)同じく道路工事、砂防工事、其他、(五)山間地
 に於ける水力電氣工事等である。

各種の技能を有する職工、工夫、職人等の如き熟練労働者は多く定傭關係にあり、その多くは定傭労働者や請負業者の乾分職人であつて、主として大都市から工事現場に入り來る者である。然るに不熟練労働者は其土地の労働者と、都會に於て募集したる人夫、習慣的に漂浪する労働者、朝鮮人や琉球人の労働者等である。熟練労働者及び不熟練労働者でも、其地方出身の者は相當の労働條件を以て待遇せられるが、僻地に於ける鐵道工事、水力電氣工事等の部屋人夫は、労働時間も長く、作業は酷使状態であり、賃銀其他は飯場制度を以て搾取せられてゐる。

農業日傭労働者は近來小作問題が勃興すると共に俄然労働力の不足を生じ、その需要を増加した。而して一方に於て日傭賃銀の騰貴によりて小作労働者の數を減じ、他方に於て小作農に懲りたる地主も日傭労働者を歓迎し、大規模の資本集中を行ひ、耕作收穫の請負をも偽さしむるに至つた。斯の如くして地方によりては土工が耕作に従事し、朝鮮人又は内地人の移動労働も發生したのである。現に尾張の鳴海地方に於ては、三河の安城地方から農繁期に鐵道によつて日傭労働者を毎日供給した事實がある。農村に於ける労働問題は小作爭議と共にこの日傭労働者の出現によつて一層勞資關係が錯雜して來た。

養蠶日傭労働者は養蠶季節と農繁期とが合致し、労働力の不足を一時に痛感するから、これに對する要求が生じたのである。早川直瀬氏の調査に據る長野縣小縣郡に於ける状態より見れば養蠶労働者は、定傭と日傭とあり、日傭労働者の半數は其土地の農村労働者で、昔日の如く多數の他地方の出稼を見ざるに至つた。この結果は賃銀の騰貴を伴ひ、養蠶業者は飼育法又は労働に關して經營の合理化を圖ることとなつた。

都市に於ける自由労働者としては建築土木諸工事、荷造運搬、衛生掃除、其他の雜役夫等があり、また港内波止場、本船沖、各倉庫に於ける荷造運搬を専門とする仲仕等があり、また大規模の土木、電路、水道、架橋、鐵道の敷設等に關聯して一時多數の労働力を要とする場合があり、自由労働者に對する需要を見るのである。東京大阪等の如き大都市に於ては、斯の如き新設工事に對しても臨時の需要に應ずるに足る労働豫備軍が存在するが、地方の中小都市に於ては、其土地の労働市場に可成重大なる影響を與へることがある。現に名古屋の工業都市としての發展が、附近の町村の農村爭議の勃發に重要な契機をなしたる實例がある。それは別として東京、大阪、横濱、神戸等の大都市に於ては、季節的又は周期的の日傭労働者の集中移動が、漸次永久的集中となり、遂に純粹の都市日傭労働階級を形成するに至つた。

日傭労働の起原に就ては、その前史として王朝時代の労働供給方法たる傭役及び丁役の制度が説かれる。而してその施行に就て相當苦心の拂はれたことは、聖德太子の憲法十七條中の第十六條によりて、農業の繁閑を顧慮して傭役を徴せられたことが判る。尙ほ當時に於て、今日の所謂日傭労働者に近いものとしては、傭役夫、丁役夫、雜徭夫、其他がある。傭役は官衙宮廷の勞役を意味し、後には物品代納となり、これをも傭と稱した。孝德天皇大化二年正月には、一戸から庸布一丈二尺と庸米五斗とを徴して、勞役に代へたことが記録に見へてゐる。次に丁役とは官衙宮廷の常務又は臨時の雜役を云ひ、仕丁(厮丁)、直丁(驅使丁)匠丁(飛彈匠)女丁等の種類がある。第三の雜徭は諸國に於ける土木事業、建築事業等に從事するものであり、その日數により正丁(六十日)、次丁(三十日)、中

男(十五日)の區別がある。尙ほこの日数は時代によつて變動し、漸次減少せられた。續日本紀に據れば、孝謙天皇の時代に於ては、その日数をそれぞれ三十日、二十日、十日と定められた。尙ほ以上の三種の勞役の外に、攝關の權門又は國司等の使用したものがあつた。

下つて鎌倉時代に於ては、所謂普請奉行といふ臨時職制が定められ、室町時代に於ては作事奉行、普請奉行の定制が布かれ、國家的土木事業に關して勞力を必要とする場合には、諸國の大名又は地頭に據つてこれを徵發した。戰國時代に於てはその實際を詳にしないが、恐らく兵馬倥傯の間に於て武器糧食等の運輸に關する勞役の徵發は、重要な戰略に數へられてゐたであらう。また織豊時代の築城道路開拓等の工事に關聯して、多くの勞役が課せられたることは想像に難くない。

徳川時代に入つては先づ江戸城開府に伴れて都市經營、寺院の建立、町區の整理、大名屋敷の建築、江戸城の修築等、間斷なく土木事業が行はれ、諸大名を通じて勞役を分擔せしめた。而してそれは主として石高千石に就て一人宛の役夫を割當てこれを千石夫と稱した。土木工事又は築城に要したる石材の運搬は伊豆地方から舟便により、工事は諸大名の供給せる人夫に任せ、競争的に行はせられた。これが爲めに一方に於ては農村に於ける勞働力の減退を生じ、他方に於ては江戸に出たる勞働者が歸農を嫌惡し、都市に於ける浮浪遊民を生ずるに至つた。

江戸時代の中期に於ては定住市民によつて都市に於ける勞働の需要を充つことが可能となり、その調節を圖る專門機關として日傭座が組織せられ、夥長の任命が行はれた。日傭座に關しては承應二年九月二十九日の布令があり、

日傭夫は必らず夥長の鑑札を腰間に帶持すべきことを規定し、また賃銀の最高額を定めたりした。

布令シテ曰ク、今者府内箱屋町安井長衛、辻勘四郎ニ命ジテ日傭店ヲ團結セシム。因テ防火夫、脊負夫、肩擔夫、其他ノ日傭夫等、本年四月朔ヲ期シ、日傭座ニ抵リ、鑑札ヲ請受シ、而シテ夥長ノ指揮ニ聽從スベク、鑑札費等ハ毎月二十四文ヲ納致スルヲ要ス(中略)。凡ソ雇錢ハ日傭座ノ定額ニ從フ可ク、若シ印鑑ヲ帶持セズシテ、日傭夫ノ生業ヲ爲ス者アレバ必ズ罰ニ處セン(日本經濟叢書、徳川理財會要)

これによれば日傭座は各種の街路屋外勞働の日傭労働者を監理し、防火夫、消火夫等は、日傭座を通じて火消頭に供給せられたが、明暦の大火以後消火設備も改善せられ、定火消、大名火消、町火消等があり、市街、城内及び市中の要所、市中の消火に努力した。町火消は文化四年の調査によれば、總計一萬四百七十四人を算したが、其多くは駕職大工等建築に關する屋上作業に従事する者であつた。而して組頭と火消夫との關係は親分乾分の關係で、其地位又は權力を濫用するものも尠くなかつたので、享保二年三月には警告を發した。

日傭座の夥長又は町火消の親方は漸次其數を増加し、今日の所謂日傭人夫請負業者となつて、明治時代に繼承せられた。今日の有馬組はその代表的のものであり、土木請負業を兼ねた人夫請負業者として酒井組の如きは新門辰五郎の一派であり、小松川組は固定身内の正系であり、全國の土木業界に於て勢力ある三谷組、安場組等は土工仲間の大部屋で、可成古い歴史を有するものである。

最後に日傭労働者の地位に就て一言する必要がある。それは結局日傭労働者問題の重要性を示すことになるであらう。

らう。失業は何れの労働者に對しても極度の脅威である。蓋し彼等は労働力の外に生活資料を獲得する手段を有しないからである。而して失業は労働者就中、日傭労働者にとりては致命的脅威の原因である。蓋し彼等は常に失業の第一線に配置せられてゐるからである。謂はば日傭労働者は常習的失業者であり、然かも此常習的失業者は現代の社會に於て必要缺くべからざる分子である。日々の作業が伸縮増減するに對して、日傭労働者は臨時の需要に従つて雇傭から就離せしめられるのである。而して彼等はその不安なる地位の爲めに改善の餘地なき劣敗者となり、社會の禍根をなすに至るのである。この見地よりすれば、日傭労働者の存在を必要とせざる社會組織となり、また日傭労働者となるが如き缺陷を有する人間の發生を豫防すると同時に、既に發生せる日傭労働者に對しては、社會は自衛の必要上その生活の安定を講ずべきである。

東京市社會局「自由労働者に關する調査」(大正十二年) 三三七頁

大阪市社會部調査課「日傭労働者問題」(大正十三年) 一一四二頁

京都市教育部社會課「京都市に於ける日傭労働者に關する調査」(昭和七年) 一一二六頁

二 日傭労働者の労働條件

日傭労働者の労働條件に就て昭和二年の東京市の調査報告によれば次の如きことが言はれる。乃ち日傭労働者の賃銀は普通の労働者又は職工に比較して必らずしも低廉ではない。特に多少の熟練を必要とするものに於ては工場

労働者以上の賃銀を收得する。併し乍ら各種の職人、仲仕、車力の如きは、收得する一回の賃銀率は相當であつても、多くは屋外労働であり、季節的繁閑に影響せられるから、失業率が頗る大であり、一ヶ月平均二十三日乃至二十四日労働するのが普通の状態であり、降雨の多い月には二十日以下に下ることもある。それ故に一ヶ月の収入總額は非常に低くならざるを得ない。更に時々需給關係や労働者の足許を見て、任意に賃銀を變更せられるから、彼等の賃銀は單に一日の日額を以てのみ速断することは許されなす。

偕てその賃銀支拂方法であるが、これには時間拂と、出來高拂と、この兩者の折衷とがある。定傭、請取、規則と稱せられるものがこれである。

定傭といふのは時間拂であるが、雇傭關係は定期的のものと臨時的のものとがある。前者は官公署、大會社工場等の所謂定傭雜役で、撒水夫、塵芥掃除夫、其他の定傭人夫が之に屬する。彼等の賃銀は一日幾時間勤務に對して賃銀幾何と定められ、支拂日は大抵月二回又は月一回である。後者は其日限りの雇傭であるが、賃銀が時間拂である點から定傭と稱せられるのである。而して賃銀は毎日人夫供給請負業者を通じてか、又は労働者に直接にか支拂はれるのである。これは日傭労働者の典型的のものであつて、賃銀の支拂はれる際に請負業者によつて一定の割合又は一定金額、若しくは任意の控除乃ち所謂頭刎が行はれ、労働者の利益を侵害することが尠くない。

請取と稱せられるのは出來高拂であつて、これには「萬棒」と「小間割」とある。「萬棒」と云ふのは、一定の數量又は重量乃至は距離等より割出された單位を出來高の單位とするのである。例へば一定距離を土車一輛運搬する賃銀

幾何といふが如きである。「小間割」といふのは一定の區割又は數量の仕事賃銀幾何として請負なのである。例へば一坪の地面を地下幾尺掘下げる仕事の賃銀が幾何であると云ふが如きものである。此の場合時間は條件に加へられないのが多いが、併し一定時間内に仕事を完了すればプレミアム幾何を附するといふが如き場合もある。

規則といふのは親方の部屋に住込み親方の請取仕事に従事する労働に課せられる賃銀制度で、賄方は先方でやるが、賄料は毎日の賃銀から控除せられ、失業せる場合には賄料は他日の賃銀から控除せられるもので、作業は定傭又は請取である。大規模の土木工事などに行はれることが多い。この制度の下に於ては賃銀支拂の際に控除金額を胡摩化したり、又は支拂期日前に轉職するものに對して支拂を行はぬ等の不正行爲が多い。それは地方の水力電氣の工事や河川の工事に於ける人夫部屋に於て屢々見るところで、所謂監獄部屋の飯場に於ては更らに惡辣な手段が行はれてゐる。何れにしても日傭労働者の賃銀は、雇傭關係が不確定である爲めに、極めて不確實なものとなり、其支拂方法の如きも立替拂が行はれ、金利或は手数料等の名義を以て尠からぬ搾取が行はれるのである。親方制度は労働紹介所の任務を盡し、失業又は傷病の際に米鹽又は金錢の融通を受けて生活の保障を得、熟練工の技術人物を十分知悉して、融和協調をなし得る等の長所を有するのであるが、事業主と労働者との間に多數の下請、再下請の段階を有する時は、漸次頭加ねの弊害のみ多くして日傭労働者に對して不當の搾取を敢てすることとなる。

次に労働時間であるが、定傭の場合、一定の時間に於て労働する官公署の定傭夫及び臨時人夫は、午前七時より午後五時に至る十時間勤務である。休憩時間は晝食の時一時間與へられ、其外随時に休むことが多い。それと同様

なのは植木職手傳、庭園掃除、草取夫の如き労働である。然るに官公署の仕事であつても、請負工事や一般の建築に於ては、多くは午前八時より午後五時までであるが、休憩は晝間一時間あるのみで、他は無休の状態であり、更らに一般の請取仕事に於ては始業終業の時間も區々である。

大阪市の大正十三年發表せる日傭労働者の調査報告によると、日傭労働者の労働時間は夏冬平均して一日九時間以上十時間以内の正味労働をやつてゐる。これは東京市の調査の結果に徴するも同じことであるが、工場労働者の平均労働時間九時間十三分、休憩時間五十五分に比較して、明白に不利益の状態にある。日傭労働者の労働時間は傭主の關係、現場の關係、又は季節の關係、天候の關係より、労働時間も休憩時間も異なる。右の中季節による繁閑は、労働時間を決定する上に於て、特に重大なる關係を有してゐる。

大工は春早々から初夏まで及び秋一杯が多忙であり、日永ではあるが盛夏は能率不振の爲めに閑散である。一般に石工は五月と石塔を取扱ふ者は盆前が多忙であり、冬と曇天には仕事が可成苦痛である。これと同じく左官も一月から三月迄の極寒の季節には最も閑であり、他の月には大體大差がない。疊職は夏向が一般に閑であるが、歳暮に近づくに伴れて多忙となり、一二月に入ると夜業をしなくてはならぬ程である。煉瓦工やペンキ工は一般に冬季に閑で春から初夏にかけて多忙である。その他建具職、屋根職、鋸職、鍛冶工等は大工と略似たり寄つたりであつて、日永の季節が一番忙しい。而して土木建築に従事する者は多忙の季節も労働時間、休憩時間もそれぞれ同様の傾向を示してゐる。それは作業の相關性によるのである。

次に仲仕に就て見ると、沖仲仕は冬季は支那方面から農産物や原料が来る外荷物らしい荷物もなく且つ海も荒れ勝であるから一般に閑であるが、夏季には天候及び海も一體に溫和であり、北海道方面からの出荷も増加し稍活氣を呈する。併しこれも特に取立てて云ふべき程度のものではない。而して入船があり多忙の場合には夜業をすることもあつて、労働時間は全くその日次第で不定である。同じ仲仕の中でも倉庫仲仕はその取扱ふ貨物が多種多様であるから特に著しい季節的繁閑はない。労働時間も略一定して居り、大倉庫直屬の者は日曜早退の習慣がある。然るに石炭仲仕になると石炭の需要の最も多い十一月から四月までが最も多忙で、夏季には比較的閑である。次に薦仲仕は二、三月頃閑で八、九月が書入の忙しい季節である。蓋し冬季には寒氣と氷雪の爲め伐採が困難であり、氷雪融解以後に木材が出動するからである。驛仲仕は沖仲仕と同様の事情により汽車の發着によつて繁閑の差異があるが、季節的に見れば所謂夏枯の時季が比較的閑である。

仕事の季節的繁閑 (此表は次頁に亘り)

職業	繁忙期	閑散期	職業	繁忙期	閑散期
大工	春-初夏、秋	冬	鋸職	春、夏	秋、冬
石工	晩春-初夏(特に盆前)	夏、冬	鍛冶工	同前	同前
木挽	四季不變	同上	土工及手傳	同前	同前
建具職	大工に同じ	同上	沖仲仕	四季不變	同上
疊職	盆前、師走	夏、秋	驛仲仕	年末、施肥期	夏、秋

煉瓦工 春-夏 秋、冬
 ペンキ工 春-夏 同前
 屋根職 大工に同じ 同上
 左官 春、夏、秋 冬
 倉庫仲仕 春-秋 冬
 陸仲仕 夏 秋、冬

以上の如く大體一日十時間労働として日傭労働者の得る報酬は幾何であるか。大阪商業會議所の調査によれば明治二十四年から大正十年に至る三十年間に於て、大工は十倍、仲仕は九倍に増加してゐる。今その數字の一部を左に摘記しよう。

賃銀の推移 (金額單位圓、括弧内百分比)

年代	大工	木挽	左官	瓦葺	土方	人夫	ペンキ工	建具	荷車	石工
明治二四	10.32	10.35	10.36	10.38	10.29	10.25	10.25	10.45	10.30	10.50
同二八	10.40	10.40	10.43	10.70	10.35	10.32	10.35	10.70	10.50	10.65
同三三	10.55	10.55	10.60	10.90	10.55	10.32	10.60	10.60	10.50	10.85
同三八	10.80	10.62	10.75	10.90	10.55	10.45	10.40	10.70	10.40	10.85
同四三	11.20	10.85	11.00	11.30	10.70	10.90	11.00	11.00	10.90	11.40

我國の日傭労働者に關する若干の考察

大正四	(一・二〇)	(〇・八五)	(一・一五)	(一・五〇)	(〇・七〇)	(〇・六〇)	(〇・七〇)	(〇・七〇)	(〇・八五)	(一・四〇)
同九	(三・二〇)	(二・五〇)	(三・一〇)	(三・五〇)	(二・三〇)	(二・〇〇)	(一・六五)	(二・二〇)	(二・六〇)	(二・九〇)
同一〇	(三・三〇)	(二・〇〇)	(三・二〇)	(三・五〇)	(七・二四)	(二・〇〇)	(一・三〇)	(二・〇〇)	(二・九〇)	(四・四〇)

建築業協會關西支部の調査によると大正三年九月から十一年十二月までの間に於て大工、女人夫、石工、左官の賃銀は各四倍以上、木挽、手傳、土方、煉瓦工、ペンキ工等は何れも三倍以上の騰貴をなしてゐる。勿論、この反面に於て物價の騰貴せることも看逃すことが出来ない。尙ほ日傭労働者の日收は工場労働者のそれに比較して概して多額であるが、一ヶ月平均労働日數が少い爲めと、親方、下請或は人夫頭などから種々の名目で頭を刎ねられるから、實收は著しく減少する。

頭刎ねに就ては詳細な事實は容易に知り難いが、大工は賃銀から五分控除せられ、石工は薪炭費として二十錢、この外に五分乃至七分を天引せられ、左官は平均三分内外、煉瓦工は五分を天引せられる。次に鍛冶工は職人に仕事を判當てる親方と下請とがそれぞれ平均一割の頭を刎ねるから、賃銀二割引といふことになる。これは鍛冶工にとりては可成の負擔と云ふべきであるが、彼等に對する貸越、仕事の變更、負傷等の爲めに費用を要するから、實質上の頭刎ねは五分見當になるといはれてゐる。ペンキ工は材料一切を親方が負擔するから常備で四、五十錢、請負で約一割から二割位賃銀が控除せられ、建具職の場合も大體同様である。

頭を刎ねられること最も多きものは土工及び手傳である。これは使用する道具を全部貸與するのと其日勘定である爲めに、常備で五十錢、請負で二、三割の頭刎ねが普通とせられてゐる。熟練工の場合に少からざる頭刎ねを行へば彼等が親方の下を去る惧があるから、現在に於ては土木建築に従事せる親方は、頭刎ねによるよりも材料の選擇購買によつて利益を上げることが努めてゐる。而して現在に於ても依然として親方や下請の犠牲となつてゐるものは、土方、手傳等の日傭労働者、所謂鯨鱈である。大阪市の實例によればその頭刎ねの額は一、二割乃至三割五分に達するものも少なくない。彼等をこの犠牲から救済するのは、傭主と労働者とが直接契約を締結する途を開く外ない。然かもそれには頭刎ねの一部の理由をなす立替拂を廢することが肝心であるが、これは到底實現し得べくもないから、公正なる立替機關を設けなくてはならぬ。

同じく日傭労働者の労働條件に關して京都市が昭和六年調査せるところによれば次の如くである。先づ労働日數を見れば一年を通ずる一ヶ月平均は貨物運搬の二十四・六日を最高とし、石工の二十三・八日、大工の二十三・二日がこれに次ぎ、雜業の十四・四日が最少で、熟練工平均二十二・一日、不熟練工平均十八・三日、全體として二十日前後である。

一般日傭労働者労働日數				(月平均) (此表は次頁に註)			
職業	平均日數	職業	平均日數	職業	平均日數	職業	平均日數
鐵工	二〇・〇	煉瓦工	一八・〇	植木職	二〇・〇	貨物運搬者	二四・六

我國の日傭労働者に關する若干の考察

我國の日傭労働者に關する若干の考察

六二 (一八六〇)

大工	二三・二	ペンキ工	二〇・〇	○熟練工計	二二・一	雜業	一四・四
石工	二三・八	敷物張	二三・〇	建築手傳	一九・四	○不熟練工計	一八・三
左官	二一・五	鋸職	二一・三	土工	一七・三	計	一九・五
職業	繁忙期	閑散期	職業	繁忙期	閑散期		
大工	五、六、七月	一、二、三、一、二月	植木職	六、七、八月	二、三、四月		
石工	六、七、八月(特に盆前)	一、二月	建築手傳	晚春初夏(日永の時)	一、二、三月		
左官	六、七、八月	一、二、三月	木工	五、六、七、八月	冬		
ペンキ工	年度替	一、二、五月	貨物運搬者	九、一〇、一一、一二月	二、六、七月		
敷物張	四、一〇、二月	一、二月	雜業	大掃除期月末、月初			
鋸職	六七月(梅雨期)	一、二、三月					

労働時間は業態並に雇傭条件の如何によつて甚だ不明確であり測定が困難であるが、土工及び建築手傳等にありては日一杯、即ち春季及び夏季に於ては午前七時より、秋季及び冬季に於ては午前八時より日没點燈時までといふのが大體の標準であり、傭主は出来るだけ長時間労働せしめようとし、又賃銀の支拂が請取制度である場合には、労働者自身が自發的に長時間の労働を希望することもある。併し各種の業態を通じて、大體から見れば十時間を中心として、十一時間、九時間がこれに次ぎ、總平均は十時間七分であつて、他の都市に於けると符合してゐる。この労働時間と稱する内には休憩時間をも包含して居り、それは熟練工不熟練工共に略相等しく一時間であるものが

最も多い。その結果實際労働時間は熟練工九時間二十四分、不熟練工八時間四十二分となり、平均八時間五十六分、乃ち大凡九時間となる。

次に平均賃銀は煉瓦工の日收二圓六十錢を最高とし、ペンキ工、敷物張、植木職等の二圓三、四十錢がこれに次ぎ、鮮人工の一圓十九錢が最低である。

一般日傭労働者平均賃銀 (單位日收圓)

職業	平均日數	職業	平均日數	職業	平均日數
鐵工	一・七〇	煉瓦工	二・六〇	植木職	二・三〇
大工	一・四一	ペンキ工	二・五〇	○熟練工計	一・八一
石工	一・九〇	敷物張	二・三五	建築手傳	一・五三
左官	一・九五	鋸職	一・九八	○不熟練工計	一・三六
				計	一・五一

熟練工の賃銀平均一圓八十一錢が不熟練工の一圓三十六錢に比較して著しく良好であるのは當然であるが、熟練工の中に於ても大工の平均賃銀が内地土工、建築手傳のそれよりも劣つてゐるのは、供給過剩に基くのである。尙一般に賃銀は經濟界の不況が深刻となるに伴れて漸次低落の歩調を辿つてゐる。商工省の賃銀統計月報による昭和二年六月平均賃銀指數一〇一から漸次低下し、昭和六年三月以後八一乃至八二の間にある。何れにしても日傭労働者の賃銀は其地位が不安定で労働日數が少く、労働の性質が危険で且つエネルギーの消耗が大であるにも拘ら

す、悲惨なる生活を辛じて營むにも不足勝である。

彼等の賃銀の支拂方法に就て見れば、不熟練工に對しては毎日拂も行はれるが最も多くは月末拂である。尙この場合にも既に述べたる頭刎ねに就て注意を拂はなくてはならぬ。大工、石工、左官等の熟練工たる日傭労働者にありては多くの場合、請取即ち出來高拂であるから、頭刎ねはその標準單價に就て行はれ、工事が特に入念を要する場合、又は工事金額日數等が少い場合には、常備即ち定額拂となり、明白に頭刎ねが行はれる。次に不熟練工たる日傭労働者にありては、殆んど總て定額拂であるから公然と頭刎ねが行はれる。例へば建築手傳及び土工の賃銀として事業主から親方に支拂はれるのは二圓二十錢であるが、三、四十錢の頭刎ねが行はれ、一圓八、九十錢しか労働者自身の所得にはならぬ。更に雜業人夫に於ては親方が二圓二十錢乃至一圓八十錢を受け、労働者に與へられるものは二圓乃至一圓六十錢で、二十錢乃至四十錢の頭刎ねが行はれ、祭禮人夫の場合には一圓七十錢から七十錢の中間に於ける頭刎ねが行はれてゐる。三割乃至二割五分の頭刎ねは廣告人夫の場合にも實際に存在する。

最後に日傭労働の従事する業務は其性質の上から種々の危険を伴ふものが多い。例へば高層建築、大土木工事に於て屢々死傷を出すことは我等の見聞する所である。工場及び鑛山労働者に對しては工場法及び鑛業法によつて保護が與へられたが、日傭労働者に對しては從來殆んど考慮が加へられなかつた。然るに昭和七年一月一日より労働者災害扶助法並びに労働者災害扶助責任保險法が施行せらるることとなり、一進歩を劃するに至つた。

東京市 「自由労働者に關する調査」 三八—九六頁

大阪市 「日傭労働者問題」 六七—一五二頁

京都市 「日傭労働者に關する調査」 二七—六五頁

三 日傭労働者の生活状態

日傭労働者の生活状態に就て東京市の調査は次の如く述べてゐる。則ち雜役人夫として一日一圓五十錢乃至二圓五十錢を上下し、熟練工の場合には二圓五十錢乃至三圓五十錢であり、請取となればそれ以上の賃銀單價であるが、一ヶ月の平均労働日數は二十三日乃至二十五日であるから、一ヶ月の平均収入をこの割合で計算することは出來ない。次に其住居は普通細民地域にあり、一戸を構へる者の家賃は最高三十三圓から最低三圓に亘り、普通は七圓内外である。下宿住居の場合には賄料共平均二十一圓見當であり、木賃宿の宿料は別室五十錢乃至七十錢、雜居二十錢乃至三十錢、人夫部屋は宿料一日十五錢平均である。次に飲食物に就てであるが、彼等の主食物は井飯、牛飯、味噌汁、煮べ、焼煮魚、漬物等であつて、其質と量とは場所によりて非常に相異なるが、外見が不潔で價格の低廉なる割合に質は案外に良好で、量の豊富であることは論ずる迄もない。前記以外の副食物は、低廉な一品洋食から、つゆ物、鍋類、酢の物、刺身、ぬた等々千態萬様である。彼等は健康保持の必要上、飲食物は必らずしも貧弱劣悪であるとは云へない。而して飲食物費は朝十五錢、晝夜食各二十錢宛を普通とし、最低は朝九錢、晝夜食各十錢宛である。最高は飲酒を加算すれば仲々の金額に上るらしい。次に健康状態は被調査者千三百人中、健康者千百七十

六人、病弱者百二十四人で、一割近くの割合を占めてゐる。病氣の種類は胃腸病と花柳病が最多數である。

最後に彼等の精神生活である。學校教育の方面より見れば無教育者十七・二パーセント、舊尋常四年卒業二十四・五パーセント、舊高等四年卒業十四・二パーセント、尋常六年卒業十三・八パーセントの順序で、教育程度は必らずしも低級ではない。次に嗜好趣味は只刺戟の多い感覺的安易なる對象を求めらるのみで、娛樂としては活寫眞が最も多く、讀物は復讐物俠客物が主で、浪花節に於ても同一傾向のものが一番人氣を有する。信仰に關しては被調査者の半數以上の五十五・二パーセントが全然無信仰で、具體的信仰對象を有する場合に於ても、精神生活を何の程度まで支配するか疑問と考へられる場合が少くない。以てその低級なることを察すべきであらう。

以上は東京市の調査に基いたのであるが、大阪市の調査によれば、日傭労働者の約三割は家庭生活をなし、七割は放浪生活をなすものであるが、その家庭生活の本據たる住居の家賃は一圓乃至四圓五十錢であつて、月掛、十五日掛、十日掛等の方法で支拂はれる。而して室數は一室乃至二室、廣さは六疊乃至八疊で、其處に大勢の家族が起居してゐる次第であつて、色々の弊害が醸される危険が多い。次に放浪生活者の本據は共同宿泊所や労働下宿であつて、兩者併せて大阪市内に三百五十軒有り、内二百三軒は鮮人専門の止宿所で、殘の百四十八軒が一般の木賃宿其他である。今宮界限に就て方面委員の調査するところに據れば、宿泊人中職業等を有する者の六割は日傭労働者である。他の部落に於ても大體同様の傾向のあることが想像せられる。而して宿料は月平均雜居で最低二圓四十錢、借切で最低五圓十錢の勘定である。

次に食事であるが、主食物としては米飯、米飯粥が多く、副食物としては味噌汁、澤庵、煮豆、大根、眼刺、里芋等の野菜が主である。米の品質の良否は直ち労働能率に影響を及ぼし、顧客たる労働者もこの點には頗る鋭敏なる感覺を有つてゐる。而して一膳飯屋のめしは大盛一合九勺で五錢九厘、中盛は一合六勺で四錢九厘、小盛は九勺で二錢九厘であり、副食物は野菜、魚類、肉類、小鉢又は皿盛で普通一品最低四五錢から最高二十錢に至る價格である。尙ほ酒は彼等にとりては米飯に次ぐ必需品で、これによつて彼等は心身兩つ乍らの慰安を享けるのである。所謂生活必需品の中に於て被服に對しては殆んど考慮を拂つてゐない。難波署管内に於て日傭労働者の住宅三十戸の二戸平均の被服費は僅に五錢一厘であり、大阪市の下級衛生人夫の一世帯平均一月の總支出二十六圓七十九錢の中、被服費は僅に一圓六錢に過ぎない。これを平均家族數五人弱に割當てれば一人二十二錢にしかならない。次に彼等の生計費に就て觀察しよう。先づ大阪市の衛生人夫三百人の家計を所得別に總括すれば、次の如くである。

費目	日傭労働者の生計費		
	(月平均支出、單位圓) (此表は本頁に基き、 り横に讀むこと)	(月平均支出、單位圓) (此表は本頁に基き、 り横に讀むこと)	(月平均支出、單位圓) (此表は本頁に基き、 り横に讀むこと)
家賃	月收二〇一三〇圓 (二七六戸平均)	月收三〇一四〇圓 (七六戸平均)	月收五〇一六〇圓 (二六戸平均)
被服費	三・五五三 一四	四・五八五 一四	四・六六〇 一二
米代	一・一二四 四	一・八一〇 五	二・二八〇 六
	八・五一四 三四	一一・八二八 三五	一一・七三三 三一
			一三・一七七 二〇

我國の日傭労働者に關する若干の考察

酒代	一・四四〇	六	一・七二八	五	二・三二〇	六	三・六三四	七
鹽醬油費	〇・八五二	三	〇・九七〇	三	一・二五〇	三	一・六〇八	三
副食物費	三・四四五	一四	四・六八五	一四	五・四八五	一四	六・六五〇	一四
薪炭費	一・七二九	七	二・三一〇	七	二・五五四	七	三・五四〇	七
燈火費	〇・五三四	二	〇・六一三	二	〇・六四二	二	〇・七七五	二
入浴費	〇・九三六	四	一・一八五	三	一・三九〇	四	二・〇九〇	四
小遣	一・七七三	七	二・四八五	七	三・五二八	九	五・〇〇六	一一
其他	一・三〇〇	五	一・七六一	五	二・二五五	六	三・〇六〇	六
合計	二五・三〇〇	一〇〇	三三・九五〇	一〇〇	三八・〇八八	一〇〇	四八・七五八	一〇〇

右表によると月收四十圓以上の各戸では毎月約六圓内外の餘裕があることになるが、間食癖と賭博癖によつて實際は手一杯の生活を營むでゐるに違ひない。加之、月收四十圓以上の者は總數の一割六分の小數に過ぎず、殘の八割四分の大部分は稼げども貧乏に追付かれてる人々である。

尙ほ右表の階級別各費目に對する百分比を観察すれば、鹽、醬油、燈火費の割合は各階級に於て同一であるが、他の費目はそれぞれ不同である。其中先づ家賃に就ては収入の少い者ほど支出の割合が大であるが、被服費はこれと反對に収入の多い者ほど支出の割合は大である。米代は月收三十圓乃至四十圓の者の支出の割合が最も多くなつてゐる。尙ほ飲食物費全體、乃ち米、鹽醬油、副食の三費目の合計を對照すれば、収入の大なる者ほどその割合が小であつて、月收五十圓以上の者と二十圓以上の者との間に於ける差異は實に十四パーセントであつて、これによ

つて収入寡少なる者の生活難が忍ばれるのである。

最後に彼等の嗜好、趣味であるが、この點は前述した東京市に於ける調査と全然同様であつて、酒と煙草とが嗜好を獨占し、娛樂も亦同じく活動寫眞、安芝居又は寄席、浪花節位のものである。また信仰に就ては無宗教ではないが無信仰である。

次に京都市に於ける日傭労働者の生活状態である。月收は既に述べたる一日の賃銀額に労働日數を乗じたものであるが、全體を通ずれば、三十圓乃至四十圓の者が最も多く、次は二十圓乃至三十圓の者であり、熟練労働者と不熟練労働者とを區別する時は、前者に於ては五十圓以上の月收を有する者が全數の半分を占めるが、後者に於てはそれが僅に七分を占めるに過ぎず、其平均はそれぞれ四十四圓五十三錢と、二十七圓七錢であり、全體の總平均は三十二圓七十三錢である。何れにしてもその収入は豊富なものではなく、多數の家族を擁する者は生計上不足を生じ勝であつて、家族収入又は副業収入によつてその闕を補ふ必要に迫られる。而してその金額は主婦の労働によるもの平均十三圓二十錢、主婦以外の家族の労働によるもの平均二十圓九十錢である。前者の比較的小なるは主として所謂手内職の域を脱せざるが爲であり、それ以外の者に於ては本格的業務が多いからである。然らば是等の家族収入を併せたる日傭労働者の世帯の總収入は幾何であるか。それは次表の通りである。

日傭労働者の世帯總收入 (單位圓)

摘要	十圓	十圓	二十圓	三十圓	四十圓	五十圓	六十圓	七十圓	百圓	計	平均月收
	未滿	以上	以上	以上	以上	以上	以上	以上	以上		

熟練工	1	2	7	6	13	2	3	1	34	48・12
不熟練工	2	11	14	26	9	5	4	1	71	31・74
計	2	11	16	33	15	18	6	3	105	37・04

これに對する支出であるが、先づ收支適合状態は單身者に於ては比較的餘裕ある生活を營むもの三十二・六パーセントに達し、世帯持に於ては反對に不足を告げる者が三十五・九パーセントに及んでゐる。但し全體に於ては收入に應じたる支出によつて切詰めたる生活を營む外ないのであつて、諸費滯滞と減食絶食といふあり得べからざる事實が儼存してゐる。次に細目に入つて住居であるが、全體としては借家居住者が最も多い。殊に熟練工にありては其大部分が借家居住者であるが、不熟練工にありては木賃宿、飯場、人夫供給業者の宅に居住するものも相當多數に上つてゐる。而して彼等のこれが爲めに支出する金額は平均九圓二十六錢で、熟練工にありては十圓以上を支拂ふものが多いのに反して、不熟練工にありては大部分十圓以下である。尙ほ飯場居住者は殆んど全部朝鮮人單身者であつて、其飯代は月額約十五圓内外である。次に日傭労働者の住居と關聯して木賃宿が思ひ出されるのである。東京及び大阪兩市に於ては現に密接不可離の關係があるが、京都市に於ては些か趣を異にし、木賃宿居住の日傭労働者は多くないのである。

次に飲食物であるが、市内の一食堂に於ける調査の結果は大めし(目方百八十七匁)八錢、小めし(目方百十五匁)五錢、半めし(目方六十九匁)三錢、あかだし(乃ち赤味噌汁)三錢、刺身(目方四十匁)八錢、煮付八錢、漬物上二錢

下一錢、日本酒十二錢であるが、米の品質に敏感であるのは何處に於ても同様であり、職業的に見れば殊に仲仕が最も贅澤な食事を攝ると云はれてゐる。最後に文化程度である。學校教育の程度より見れば不學が全體の十九・六パーセントあるが、最も多數であるのは尋常六年卒業者で三十七・七パーセントである。嗜好上一致してゐるのは全體の約半數が酒と煙草との兩者を併用してゐる點であり、娛樂としては活動寫眞が第一位を占めてゐる。

東京市 「自由労働者に關する調査」 九七一―一七二頁

大阪市 「日傭労働者問題」 一五二―三〇五頁

京都市 「日傭労働者に關する調査」 六五―八五頁

四 災害扶助法と扶助責任保險法

労働者災害扶助法令

既に久しい間工場労働者と鑛山労働者の爲には工場法と鑛業法によつてその業務上の傷害、疾病等に對して保護が加へられ、健康保險法によつても又保護が講ぜられてゐる。然るに日傭労働者に對しては各地に於ける小規模の共濟保險以外には、何等の保護施設が設けられなかつたが、最近に至つて漸く労働者災害扶助法及び労働者災害扶助責任保險法が制定せられ、昭和七年一月一日以來施行せられ、幾分かこの間の闕を補ふことが出來た。これは労働者の業務上の傷病に對する事業主の扶助責任を工場及び鑛山以外の事業にも擴張するもので、何等新しい立法

ではないが、從來何等の保護法制の行はれなかつた方面にこれを及ぼしたる點は一の發展と言ふべきであらう。労働者災害扶助法は其第一條に於てその適用範圍を次の諸事業に限つてゐる。

第一條 本法は左の各號の一に該當する事業に之を適用す。

一、土石砂鑛を採取する事業にして動力若しくは火薬類を用ひ、若しくは地下に於て作業を爲すもの、又は常時十八以上の労働者を使用するもの

二、土木工事又は工作物の建設、保存、修理、變更、若しくは破壊の工事にして左の一に該當するもの

(イ) 國、道府縣、市町村、又は勅令を以つて指定する公共團體の直營工事

(ロ) 鐵道、軌道、若しくは索道の運輸事業、又は水道、電氣、若しくは瓦斯の事業を營む者が、其の事業の爲めにする直營工事

(ハ) 其の他の工事にして勅令の定むる規模のもの

三、鐵道、軌道、若しくは索道の運輸事業、又は一定の路線に依る自動車の運輸事業

四、船舶より若しくは船舶への貨物の積卸の事業、岸壁、波止場、停車場、若しくは倉庫に於ける貨物取扱の事業、又は工場、鑛山、若しくは土石砂鑛を採取する場所に於ける貨物積卸の事業にして、動力による起重機、昇降機、其他の揚重機を用ふるもの、又は常時十人以上の労働者を使用するもの

五、前各號に掲ぐるものの外、危険なる事業、又は衛生上有害の虞ある事業にして、勅令を以つて指定するもの

主務大臣は前項の規定に該當せざる土石砂鑛を採取する事業及び岸壁、波止場、停車場、又は倉庫に於ける貨物取扱の事業に付、地域を限り、本法を適用することを得。

第一條第一項第二號(イ)の公共團體とは如何なるものを指すか。それは市町村等の組合、水利組合、耕地整理組合等を包含するものであり、この點に就ては施行令第一條にそれを次の如く定めてゐる。

一、府縣組合、市町村組合、市町村内の區、學區、並に町村制を施行せざる地に於ける町村に準すべきもの及び其組合、

二、水利組合聯合會及び北海道土功組合、

三、耕地整理組合及び土地區劃整理組合並に其聯合會、

而して第一項第二號(ハ)の工事は土木建築工事の大部分を指し、これに關しては施行令第二條に次の規定がある。

(ハ)の工事は左の各號の一に該當する規模のものとす。但軒高九米未満にして且つ建築面積三百三十平方米未満の木造家屋の建築工事を除く。

一、使用労働者延人員千人以上のもの、

二、請負に依るものにして請負金額一萬圓以上のもの、

三、火薬類、動力に依り運轉する機械又は運搬の用に供する軌道を用ふるものにして使用労働者延人員三百人以上のもの、

四、地上十米以上又は地下三米以上に於て作業を爲すものにして使用労働者延人員三百人以上のもの、
危険なる作業に付ては小規模のものにも適用することとしたが、それでも延人員三百人未満の工事には適用出来ない。労働者保護の見地より謂へば規模の如何を問はざるべきであらうが、運用上に於ては一定の標準を設けて制限することも止むを得ないであらう。尙ほ扶助法第一條の末段の規定は、前述の諸事業以外にも必要に應じて主務大臣の權能を以てこの法律を適用し得る途を拓いたのである。

扶助法第二條には次の規定がある。

事業主は勅令の定むる所に依り労働者が業務上負傷し、疾病に罹り、又は死亡したる場合に於て、本人又は其遺族、若しくは本人の死亡當時其の收入に依り生計を維持したる者を扶助すべし。

この規定は事業主の扶助義務を定むる根本規定であつて、扶助義務は業務上の傷病の場合に發生し、扶助を受くべきものは労働者なることを明にしてゐる。併し乍ら労働者とは如何なる者を云ふか。その範圍如何に就ては、扶助法にも施行令にも何等規定がない。それは全然解釋に一任せられてゐるが、大體に於て現業に従事するものを總て包括し、主として事務所にある事務員、給仕、小使、門衛等は除外せられる。職員に付ては現業に従事する限りこれを含むものと解釋せられる。下請負人は原則として労働者ではないが、現業に従事する場合には矢張この中に含まれるであらう。

扶助義務を負ふ者は事業主である。事業主といふ觀念は傭主といふ觀念より頗る廣汎である。而して事業主は如何なるものであるか。それに就ては扶助法第三條以下に詳細なる規定がある。これに依りて事業主とは労働者を使用して事業を爲すものであり、數次の請負に依りて工事が爲される場合には、元請負人が此處に言ふ事業主であり、又或場合には下請負人も事業主と認められる場合も生じ、注文者も事業主と認められる場合も生ずるのである。

第三條、前條の事業主とは労働者を使用して事業を爲すものを謂ふ。但第一條第一項第二號(ハ)の工事の全部又は一部が數次の請負に依り爲さるる場合に於ては、元請負人を其請負ひたる工事に付事業主とす。

前項但書の場合に於て元請負人が書面による契約を以つて下請負人をして扶助を引受けしめたる時は其下請負人も亦其請

負ひたる工事に付事業主とす。(後略)

第四條、第一條第一項第一號又は第四號の事業が専ら同一の注文者の注文に依り爲さるるものなるときは其注文者も亦其事業に付事業主とす。(後略)

事業主が扶助義務を負ふのは業務上の傷病とこれに依る死亡に限られるのであるが、業務上の疾病に就ては疑義の生ずることを慮り、施行令第三條にこれを列擧して明瞭ならしめてゐる。これは從來鑛業法に於て業務上の疾病に關する規定を有せず、不便が尠くなかつたのに鑑みたる結果であらう。

- 一、負傷に因り發したる疾病、
- 二、異物に因る眼疾患、重量物體の取扱に因る腱鞘炎、其他災害に因る疾病、
- 三、毒性、劇性又は刺激性料品に因る中毒症、又は皮膚若しくは粘膜の障礙、
- 四、氣壓の急激なる變化に因る疾病、
- 五、有害なる光線に因る眼疾患、
- 六、其他内務大臣の指定する疾病、

扶助の内容に就ては扶助法には「勅令の定むるところに依り」として一切を施行令に譲つてゐる。而して施行令第四條以下に就て見れば(一)療養、(二)休業扶助料、(三)障害扶助料、(四)遺族扶助料、(五)葬祭料、(六)打切扶助料、(七)歸郷旅費の七種である。大體に於て工場法等の定むるところと類似してゐるが、從來運用上不便のあつた點を改善し、又保護を厚くしたところもある。例へば工場法は休業百八十日を超ゆる場合に扶助料額を減少したが、

この扶助法に於てはこれを廢めた。但し病院に收容し被扶養者なき時には、扶助料額を百分の二十にまで減じた。又障害扶助料の決定に就て工場法は四級に分類したが、この扶助法に於ては十四級に分類し、最高額標準賃銀五百四十日分から最低額二十日分までを支給することとした。次に工場法に於ては打切扶助料の支給は療養開始後三年を経過することが必要であるが、この扶助法に於ては其年限を短縮して一年とした。それは種々の見解もあるであらうが、慢性的傷病に對するものであるから、労働者の利益を害する改正であると謂はなくてはならぬ。それ故にこの點は例外であると考へるが、全體に於てはこの扶助法は斯くして他の保護施設との關係を考慮し、保護を一層明確にし且つ公平ならしむることを期した。次に施行令第四條以下を抜萃しやう。

第四條、労働者負傷し又は疾病に罹りたる時は、事業主は其費用を以つて療養を施し、又は療養に必要な費用を負擔すべし。

第五條、労働者療養の爲め勞務に服すること能はざるに因り賃金を受けざる時は、事業主は労働者の療養中一日に付標準賃金百分の六十の休業扶助料を支給すべし。(後略)

労働者を病院に收容したる場合に於て、本人の収入に因り生計を維持するものなきときは、休業扶助料は標準賃金の百分の二十とす。

第六條、労働者の負傷又は疾病治癒したる時に於て身體障碍存するときは、事業主は別表に掲ぐる區別に依り障害扶助料を支給すべし(別表省略)。

第七條、労働者重大なる過失に因り負傷し、又は疾病に罹り、且事業主其實に付地方長官(東京府に在りては警視總監以

下之に同じ)の認定を受けたるときは、休業扶助料及び障害扶助料は之を支給することを要せず。

第八條、労働者死亡したるときは、事業主は遺族、又は労働者の死亡當時其収入に依り生計を維持したる者に、標準賃金三百六十日分の遺族扶助料を支給すべし。

第九條、労働者死亡したるときは、事業主は葬祭を行ふ遺族、又は労働者の死亡當時其収入に依り生計を維持したる者にし葬祭を行ふ者に、賃金三十日分(其金額三十圓に滿ざるときは三十圓)の葬祭料を支給すべし。

第十一條、第四條の規定に依り扶助を受け、又は健康保險法に依り療養の給付若しくは療養費の支給を受ける労働者、療養開始後一年を経過するも負傷又は疾病治癒せざるときは、事業主は賃金五百四十日分(第七條の場合に於ては二百七十日分)の打切扶助料を支給し、以後前七條の規定に依る扶助爲さざることを得。

第十二條、別表第八級以上の障害扶助料又は打切扶助料を受くる労働者、扶助を受けたる日より十五日以内に歸郷する場合に於ては、事業主は其必要な旅費を負擔すべし。

而して是等の扶助料の支給に關しては第十條の規定がある。それによると

第十條、第四條の規定に依り本人に支給する費用及び休業扶助料は毎月一回以上之を支給すべし。但本人の申出ありたるときは毎月二回以上之を支給すべし。

障害扶助料は労働者の負傷又は疾病の治癒後遅滞なく之を支給すべし。(後略)

遺族扶助料及び葬祭料は労働者の死亡後遅滞なく之を支給すべし。(後略)

最後に共済組合の給付と扶助義務との關係がある。工場法は官業に就ては共済組合を承認し、それに加入せる場合には事業主の扶助責任を免除してゐる。扶助法に於ても同じ主旨の規定があり、又政府が扶助を受くべきものに

労働者災害扶助責任保険法の規定に依る保険金を支拂ひたる場合には、其限度に於て扶助義務を免除してゐる。

第十三條、事業主豫め地方長官の許可を受けたるときは、事業主及び労働者の出捐する共済組合の爲したる給付の限度に於て、これに相當する本令の扶助を爲すことを要せず。(後略)

第十四條、労働者災害扶助責任保険法第四條第二項の規定に依り、政府が扶助を受くべき者に保険金を支拂ひたる時は、事業主は其限度に於てこれに相當する本令の扶助を爲すことを要せず。

労働者災害扶助責任保険法令

労働者災害扶助法に關聯して労働者災害扶助責任保険法がある。この法令は労働者の災害に對する保険であるから、社會保険の一種であると謂ふべきであるが、事業主の扶助責任に對する保険であるから、嚴格なる意義に於て社會保険の内に加へるのは妥當でない。この保険が何故に斯の如き事業主の扶助責任に對する保険の形態を採るに至つたか。これに就ては主として次の四つの理由が擧げられる、

- 一、労働者に對する給付を敏活にする爲め、
- 二、事業費の節約を圖る爲め、
- 三、保険金請求の實際上の便宜多き爲め、
- 四、任意保険が我が國の土木建築請負業者の現狀に適當なる爲め、

併し乍ら保険金の支拂が年金式となる場合には、矢張本格的の社會保険の形態を採るべきことは勿論である。

労働者災害扶助責任保険法と其施行令とに依れば、この保険に於て取扱ものは労働者災害扶助法、工場法、又は

鑛業法の適用を受ける事業主の扶助責任である。而して扶助法第一條第一項第二號(ハ)即ち土木建築工事に付ては強制的に加入せしめてゐる。この場合の保険契約者は事業主であり、又或場合乃ち連續請負の場合には元請負人である。彼等は原則として工事開始前十四日前までに保険契約を申込みなくてはならぬ。

(法)第二條、労働者災害扶助責任保険に於ては労働者災害扶助法、工場法、又は鑛業法に基く扶助責任を保險するものとす。

(後略)

(法)第三條、労働者災害扶助法第一條第一項第二號(ハ)の工事の事業主及び勅令の定むる事業主は、政府と保險契約を締結すべし。但同法第三條第二項の場合に於ては元請負人に於て保險契約を締結すべし。

(令)第一條、労働者災害扶助責任保險に付する事業は、労働者災害扶助法第一條第一項第二號(ハ)の工事とす。前項の工事の事業主(労働者災害扶助法第三條第二項の場合に於ては元請負人たる事業主)は工事の開始前十四日までに保險契約の申込を爲すべし。但已むこと得ざる場合に於ては、其後に於て保險契約の申込を爲すことを妨げず。

保險を付すべき事業の種類、保險すべき扶助責任の範圍及び保險料率、保險料納付期日、其他保險料に關する事項に就ては、勅令を以つて定めることになつてゐる。施行令第二條以下はこれに關する規定である。

第二條、保險すべき扶助責任の範圍左の如し。

- 一、療養費中十圓を越ゆる部分、
- 二、休業扶助料中八日以後の休業に付支給する部分、
- 三、障害扶助料、
- 四、遺族扶助料、

五、打切扶助料、

第三條、前條第一號の療養費の範圍は左に掲ぐる療養の費用とす。

- 一、診察(扶助請求に必要な診断書、意見書等の作成を含む)
- 二、藥劑又は治療材料の支給
- 三、處置及び手術(齒科補綴を含む)
- 四、物理的治療
- 五、病院收容
- 六、看護(後略)

これに依れば扶助責任の全部に對して保險が行はれるのでない。輕微なる扶助は保險の範圍外に置かれる。傷病後七日以内の休業扶助料、十圓以内の療養費、一切の葬祭料に對しては保險が行はれないのである。尙療養の範圍に就ては第三條に列擧したる一より五までの療養は政府が承認する場合を除く外、政府の指定する醫師又は病院に於てこれを受けさせたる場合に限り、四から七までは總て政府の承認を受けたるものに限られる。これは徒に必要以上の療養を加へることを制限することを目的としてゐる。

次に保險期間の定が施行令第五條にある。

第五條、保險期間は工事の開始より終了までとす。但工事開始後保險料(中略)の拂込を爲したるものに付ては拂込の翌日より工事終了までとす。

保險料の決定は最重要なる問題である。社會保險に於ては支拂れたる賃銀を基礎として保險料を定めるのが普通であるが、土木建築工事に於ては個々の労働者の賃銀を知ることが極めて困難である。それ故に施行令は保險料率

に就て二種の定方を規定してゐる。

第六條、保險料は左の金額とす。

- 一、請負金額の定ある工事(工作物破壊工事を除く)に付ては請負金額に保險料率を乗じたる額、
 - 二、前號以外の工事に付ては労働者の賃金總額に保險料率を乗じたる額、
- 政府は請負金額の定ある工事に付ても、其材料が注文者より支給せらるること、其他の事由に因り前項第一號の規定に因ることを適當ならずと認むるときは、同項第二號の規定に依り保險料を定むることを得。(後略)

施行令第九條には保險料率の決定は内務大臣の權限であることを規定してゐる。而して土木建築工事に於ける保險料率は次表の如くである。これは實際の統計に七割の安全率を見込み、積立金及び事務費として各々一割を加算したるものである。

労働者災害扶助法第一條第二項第二號(ハ)の工事の保險料率

工事の種類	請負金一萬圓當の保險料率(圓)	賃金一圓當の保險料率(厘)
隧道工事	一五三	四五
工作物の破壊工事	—	四二
建築工事	三〇	三二
橋梁工事	七五	三二
其他の工事	九二	三二

我國の日傭労働者に関する若干の考察

而して請負金一萬圓當の保険料率は、次表の係數により一萬圓當の使用労働者の延人員を算出し、之に一日當の保険料率を乗じ、これに二割を加算したるものである。

工事の種類	請負金中勞力費 %	平均賃金 圓
建築工事	二〇	一・八〇
橋梁工事	三三	一・七〇
隧道工事	四八	一・七〇
其他の土木工事	五二	一・五〇

保険料は保険契約の申込と同時に工事開始前に概算に依つて拂込み、工事終了後精算することになつてゐる。工事期間が一年を越ゆるものには、一年毎に一年分を前納しなくてはならぬ。保険料の拂込を遅滞したるときは、政府は遅滞期間中に生じたる事故に對する保険金の支拂を行はなす。

第七條、保険契約の申込を爲したる者は已むことを得ざる場合を除くの外、工事開始前に保険料を政府に拂込むべし。但工事期間一年を越ゆるものには、最初の一年分の保険料を工事開始前に拂込み、爾後各年(一年に滿るときは其期間)分の保険料を其期間開始前に拂込むことを得。(後略)

第十條、第七條の規定に依りて拂込みたる保険料が工事終了後、第六條の規定に依りて算定したる保険料に比し過不足あるときは、政府は保険料の追加拂込を命じ、又は之を返還す。

次に政府は剩餘額を保険契約者に返還することがある。それは次の場合である。

第十一條、左の各號の條件を具備する場合に於ては政府は第一號の剩餘額の範圍内に於て、且第三號の超過額を限度として

第一號の工事の保険契約者に保険料の一部を返還することを得。但労働者災害扶助責任保險法第五條乃至第七條の規定に該當する保険契約者に對しては此限に在らず。

一、毎會計年度末現在に於て前々年度中に作業の終了したる工事に付其保険料總額の八割より支拂保險金總額を差引き剩餘を生ずること、

二、當該會計年度に於て損失を生ぜざること、

三、當該會計年度決算に於ける積立金が本保險創始以來の收入保險料總額の二割を越ゆること、

前項の規定に依る返還は各個の工事に付保險料の八割より支拂保險金額を控除したる殘額に比例して之を爲す。(後略) 保險金受取人は原則として保險契約者である。但下請負人が保險金受取人たることもあり、又特別の場合に扶助を受くべきもの乃ち労働者又は其遺族等が保險金の支拂を受ける場合がある。

(法)第四條、保險契約者を以つて保險受取人とす。但前條但書の規定に依り元請負人が保險契約を締結したる場合に於て扶助を引受けたる下請負人を以つて保險金受取人とす。

政府は前項の規定に拘らず、勅令の定むるところに依り、扶助を受くべきものに保險金を支拂ふことを得。(令)第十二條、保險金受取人の行方不明、資力薄弱、其他の事由に因り、扶助を受くこと困難なりと認むる場合に於ては、政府は扶助を受くべき者に保險金を支拂ふことを得。

最後に保險金支拂の免除又は減額を爲す場合がある。所謂告知義務違反の場合、保險料支拂の遅延せる場合、事業主に故意又は重大なる過失ありたる場合、時効に罹りたる場合がこれであつて、保險法第五條乃至第八條にこれを規定してゐる。

第五條、保險契約者が悪意又は重大なる過失に依り、保險料算定の基礎たる重要な事實を告知せず、又は其事實に付不實の告知を爲したるときは、政府は勅令の定むる所に依り、保險金の全部又は一部を支拂はざることを得。

第六條、保險契約者保險料の拂込に付遲滞したるときは、其の遲滞期間に於て生じたる事故に對する保險金に付ては、勅令の定むる所に依り、其全部又は一部を支拂はざることを得。

第七條、保險契約者又は保險金受取人が故意、若しくは重大なる過失に依り、又は労働者災害扶助法、工場法、若しくは鑛業法に基く危害豫防若しくは衛生に關する命令に違反したるに依り、扶助責任の原因たる事故を生ぜしめたる時は、命令の定むる所に依り、保險金の全部又は一部を支拂はざることを得。

第八條、保險金支拂の義務及び保險料返還の義務は二年、保險料支拂の義務は一年を経過したるときは時効に依りて消滅す。これに關聯せる施行令は第十三條以下である。

第十三條、労働者災害扶助責任保險法第五條の場合に於ては、政府は保險金の支拂を爲さず。但保險契約者告知せざりし事實を告知し、又は不實の告知を訂正したる場合に於て、其後に生じたる事故に付てはこの限に在らず。

第十四條、保險契約者第七條第一項但書の規定に依る第二回以後の保險料の拂込、又は同條第四項の規定に依る保險料の追加拂込を遲滞したる時は、遲滞期間中に生じたる事故に對する保險金の支拂を爲さず。但已むことを得ざる事由に因る場合は此の限に在らず。

第十五條、保險契約者又は保險金受取人、故意又は重大なる過失に因りて、扶助責任の原因たる事故を生ぜしめたる時は政府は保險金の支拂を爲さず。

第十六條、政府は事業主が扶助を爲す資力なしと認むる場合に於ては前三條の規定に拘らず、保險金を支拂ふことを得。

北岡壽逸「労働者災害扶助法制要綱に就て」(社會政策時報、昭和五年八月號)

木村清司「労働者災害扶助法上の扶助責任者」(社會政策時報、昭和六年五月號)

北岡壽逸「労働者災害扶助法施行命令要綱に就て」(社會政策時報、昭和六年七月號、八月號)

矢野兼三「労働者災害扶助の打切期間」(社會政策時報、昭和六年七月號)

水島密之亮「労働者災害扶助法の打切扶助」(社會政策時報、昭和六年十二月號)

鈴木脩藏「労働者災害扶助法の責任者に就て」(社會政策時報、昭和六年十二月號)

木村清司「労働者災害扶助法上の諸問題」(社會政策時報、昭和七年六月號)

五 日傭労働者の共済保險

日傭労働者の就業が著しく不確定で、其収入が寡少である上に、屢々頭刎ねによる中間搾取が行はれ、最低限度の生活も十分保障せられてゐないことは既に述べたところである。最近労働者災害扶助法と労働者災害扶助責任保險法が施行せられるに至つたが、それまでは久しく放任せられた儘であつた。それ故にヨーロッパ大戦後の不況に續く不況により、工場労働者の大群が工場より街頭に流出し、更らに日傭労働者に沈淪し悲境に呻吟するものが多數に上り、その保護救済は焦眉の急務となりたる時、重要諸市に於て日傭労働者共済保險組合が計畫せられた。これは彼等の疾病、傷害、死亡、癱疾、失業に際して互助共済の機關たることを目的とした。大正十三年六月大阪市労働者共済會が、大正十五年一月神戸労働保險組合が、昭和三年一月東京市労働者共済會が、昭和六年五月名古屋市労働者共済會が、それぞれ事業を開始したるはその例である。然るに其後昭和七年一月一日より労働者災害扶助法

と労働者災害扶助責任保険法が施行せられるに至つて、その制度の内容にも尠からざる改廢が行はれ、また大阪市に於ては別に失業保険の計畫が進行し、昭和七年六月一日以來共済組合による救済を廢止した。次に最近の資料によつて各都市に於ける共済組合制度の現状を概観しよう。

先づ規約の大綱に就てであるが、何れの共済組合に於ても市立職業紹介所の紹介に關する日傭労働者を組合員とし、その傭主を特別組合員として組織し、組合員が疾病、傷害、死亡、廢疾、失業に遭遇せる場合に相互救済を爲すを以て目的としてゐる。而して業務執行機關としては理事、監事、幹事等があり、また評議員を有する場合もある。理事會は最高の決議機關であつて、評議員會は理事會の諮問機關である。理事長(會長)は神戸市は市長、大阪市は社會部長、東京市は社會局長がこれに任ぜられ、他の役員もそれぞれ市又は府縣の官公吏、若しくは囑託であつて、顧問又は相談役の名義を有するものも置かれることがある。而して組合の日常の事務は組合事務所と各職業紹介所内に設けられたる出張所に於て取扱ひ、別に必要に應じて臨時出張所を設けることもある。

東京市労働者共済會規程(昭和七年一月一日改正)の役員及び機關に關する規定を抜萃すれば次の如くである。

第十條 本會に左の役員を置く。

顧問若干名 會長一名 理事若干名 監事若干名 幹事若干名 出張所長若干名 評議員若干名。

第十一條 顧問は東京市長並に東京市助役の職に在る者を之に推戴す。

理事及監事は東京市の課長の職に在る者に會長之を委嘱す。

幹事は東京市の掛長の職に在る者に會長之を委嘱す。

出張所長は東京市労働紹介所長の職に在る者に會長之を委嘱す。

評議員は會員中より會長之を委嘱す。

第十三條 理事を以て理事會を組織し左に掲ぐる事項を議決す。

一、施設すべき事業計畫 二、豫算及び決算 三、基本財産の設置管理及處分 四、歳入出豫算を以て定むるものの外新なる義務の負擔又は權利の拋棄 五、諸規程の制定又は改廢 六、其他重要な事項

第十八條 評議員を以て評議員會を組織す。

評議員會は會長の諮問に答申し又は意見を提出することを得。

次に共済組合に對する加入資格であるが、東京市に於ては市立職業紹介所の紹介により日傭労働に従事する者は總て組合員たるべき資格を有し、神戸市及び名古屋市に於ては労働に適する健康を有し、引續五日以上労働に従事する目的を以て、市立職業紹介所若しくは共済組合の定むる現場に出頭したる者に限り組合員たるの資格を與へてゐる。神戸市に於ては正組合員の外に準組合員を認めてゐる。それは正組合員の資格を得るまでの者を云ふのである。而して會員資格を喪失するのは(一)死亡、(二)労働能力を喪ひたる時等と規定し、また(一)組合の事業を妨害したる時(二)犯罪其他不正行為ありたる時は除名することとしてゐる。

名古屋市労働者共済會規程(昭和七年五月一日改正)によりて組合員の資格を親へば次の如くである。

第五條 本會に加入し得る者は左の各號に該當する者たるを要す。

一、労働の意思を有し且労働に堪へ得る者

我國の日傭労働者に關する若干の考察

- 二、日傭労働に従事する目的を以て紹介所に引續き五日以上出頭したる者
- 三、申込當日に於て六ヶ月以前より本市に寄留又は本籍を有する者
- 四、六ヶ月以前より本市に引續き現在せることに付所轄警察官署の證明を有する者
- 五、國語を以て普通會話を爲し得る者

第七條 會員左の各號の一に該當するときは其資格を失ふ。

- 一、死亡したるとき
- 二、労働能力を失ひたる時。但疾病又は傷害の爲め一時労働能力を失ひたる場合は此限にあらす
- 三、相當の理由なくして引續き十日以上所定の紹介所に出頭せざるとき。但出頭するも労働の意思なしと認むる者は出頭と看做さず

四、第十三條(會費納入)の義務を履行せざるとき

五、脱會の届出を爲したるとき

第八條 會員左の各號の一に該當したるときは之を除名す。

- 一、本會の事業を妨ぐる行爲ありたる時
- 二、犯罪其他不正の行爲により本會に迷惑を及ぼしたるとき

次に保険料であるが、神戸市に於ては組合員が市立職業紹介所を通じて就業し、報酬一日六十五錢以上を得たる時一日に付五錢を支拂ひ、報酬が右の金額に達しない時は保険料の拂込を要しないことになつてゐる。名古屋市に於ては最近改訂して四錢を徴收し、東京市は災害保険のみに加入せる第一種會員には一錢、災害保険及び失業保険

の双方に加入せる第二種會員には五錢を徴收することとしてゐる。特別組合員たる傭主は東京市に於ては七錢、神戸市に於ては労働者扶助法の適用を受くる事業に對しては七錢、労働者扶助責任保険法の適用を受くる事業及び其他の事業に對しては五錢、名古屋市に於ては四錢の保険料を納付すべき義務を有する。

保険事故が相當の期間に亘りて發生しなかつた場合には保険料の割戻が行はれる。これは從來東京市に於ても行はれたことであるが現在はこの割戻を廢止し、現在もこれを實行してゐるところは、神戸市と名古屋市とのみに限られてゐる。神戸の規定によれば

組合員にして其月の内二十回以上の掛金を爲し保険給付を受けざるもの、又は三ヶ月間に六十回以上の掛金を爲し保険給付のなきものに掛金の割戻をなす

とあり、名古屋市の規定によれば

一ヶ月内十一日分以上の會費を納め其月に於て第五章(失業給付と災害給付)の給付を受けざる會員に對しては其納めたる會費の中十日分を超へたる部分に付其十分の五の割戻をなす

と定めてゐる。

最後に此共済組合制度の眼目たる保険給付である。何れの市の組合に於ても給付は傷病又は災害給付と失業給付との二種に大別せられる。前者は組合員が職業紹介所の紹介に依り従事したる業務上の原因に因り疾病、傷害、死亡に遭遇せる場合に、療養又は療養費、休業扶助料、障害扶助料、遺族扶助料、葬祭料、打切扶助料、歸郷旅費を

支給するのである。此外神戸市に於ては業務外の普通の疾病、傷害、死亡の場合にも給付をなしてゐる。而して給付金額は各都市によりてそれぞれ趣を異にしてゐるが、例へば神戸市に於ては次表の如く定めてゐる。

給付種類	業務上の事故		業務外の事故		備考
	扶助法被適用者	責任保険法被適用者	其	他	
治療給付	全治迄	一〇圓以内	七〇日間	四〇日間	同一傷病及び之に發したる疾病に付 右 同
休業扶助料	全治迄一日に付六十錢	七日間一日に付六十錢	七〇日間一日に付六十錢	三五日間一日に付六十錢	
廢疾扶助料	二〇圓—五四〇圓	—	一〇圓—二七〇圓	五圓—一三五圓	
遺族扶助料	三六〇圓	—	一五〇圓	一〇〇圓	
葬祭料	三〇圓	三〇圓	三〇圓	三〇圓	
打切扶助料	五四〇圓	—	—	—	
歸郷旅費	實費	實費	實費	實費	

乃ち治療給付は組合指定の醫者に依り同一傷病に付き業務上のもので扶助法の適用ある者に對しては全治まで、責任保険法の適用ある者に對しては十圓以内、其他に對しては七十日を限度とするのである。休業扶助料は期限を異にするが何れも六十錢を限度とする等々である。

東京市及び名古屋市の於ては神戸市に於けるが如く給付事情が廣汎でなく、業務上の原因に限られてゐるが、その種類及び限度は次表の如くである。東京市の規定は労働者災害扶助法の規定を標準として詳細を極め、後者に於

ける標準賃銀を一圓として計算したる金額を扶助料の基準としてゐる。これに比較して名古屋市の給付内容は些か遜色のあることは否めない。

給付種類	東京市	名古屋市
	療養給付	全治迄
休業扶助料	事故四日付より一日に付六〇錢	始の三〇日間一日に付六〇錢 後の三〇日間一日に付四〇錢
障害扶助料	二〇圓—五四〇圓	二〇圓—二〇〇圓
遺族扶助料	三六〇圓	一五〇圓以内
葬祭料	三〇圓	二〇圓
打切扶助料	二七〇圓又ハ五四〇圓	—
歸郷旅費	實費	—

失業給付に就ては、東京市は五回以上保険料を拂込みたる第二種の會員にして三日以上連続して、失業したる場合に、その第三日目より失業給付を一日に付き七十錢支給するのであるが、それは連續三日以上には及ばない。尙ほ失業とは所定の時刻に紹介所に出頭したるも當日労働の紹介を受けざりし場合を謂ひ、就業しても當日の賃銀が七十五錢未滿であつた時は、失業手當は支給しないが失業と看做すのである。神戸市に於ては五回以上の保険料を拂込み、十日間に四日以上並に連續三日間失業せる時は、三日目より一日五十錢の失業給付を支給する規定であり、名古屋市に於ては同じく五回以上保険料を拂込み、十日間に二日以上労働に従事し、十日間に四日以上失業し、其

當日までに連続三日以上失業せることを條件として、一日四十錢の失業給付を支給する。但この給付は連続三日以上、十日間に四日以上に亘ることが必要であるとせられてゐる。

尚ほ失業の定義は何れも前述の東京市に於けると大同小異であり、また失業の原因が左の何れかに該當するものを含まない。

- 一、労働争議に基くとき
- 二、傷病其他労働不能に因るとき
- 三、正當の事由なくして職業紹介所の紹介したる労働を拒否したるとき
- 四、其他故意又は不正行爲に因ると認むるとき

以上は東京市、神戸市、名古屋市に於ける日傭労働者共済組合に關する規約の大綱である。然らば是等諸都市に於ける組合の實際状態は如何であるか。

神戸市の組合に於ける大正十五年以來の組合加入者の同平均數は、大正十五年一千四人、昭和二年一千四百四十一人、昭和三年一千七百九十八人、昭和四年一千二百四十八人、昭和五年一千九百二十三人、昭和六年一千五百九十五人、昭和七年一千三百七十一人である。昭和四年に加入者が減少したのはこの年失業救済事業が著しく縮小せられ、臨時の加入者が大ひに減少したる結果であり、五年に増加せるは一般事業界が極度に緊縮となり、職業紹介所を利用する者が増加したると、失業救済事業が再び擴張せられたるとの爲めである。斯の如く其年度内に起工せられたる事業の規模如何によりて影響せられる。而して一ヶ年間に於て冬季に増加し夏季に減少することが過去六

ヶ年の經驗によつて明かとなつた。尚ほ現に組合員たる主なる業務は土方、雜役人夫、手傳、工夫、仲仕等であつて、神戸市電氣局、土木課、水道課、港灣部、都市計畫部、遞信局等に日々供給人夫として紹介せられる者が多數を占め、其他は諸會社、工場、倉庫、商店の雜役人夫、失業救済事業に使用せられる者等である。

次に初年度以來の財政状態を摘記すれば、組合員の保険料は、初年度を除きて大體大差無く順調の成績を示し、一ヶ年平均四千十圓であり、特別組合員の保険料は、初年度に於ては十分なる理解を得ることが出来なかつたので著しく不成績で、組合員の保険料の十パーセントに過ぎなかつたが、二年度より異常なる飛躍をなし組合員と同額か又はそれ以上となり、昭和七年一月より労働者扶助法の施行と共に、神戸市その他の事業主に代つて同法に規定する扶助を爲すこととし、保険料を二錢増額して七錢としたから、組合員の保険料に比して二千六百十七圓の増收となつた。次に宮内省の御下賜金及び内務省の奨励金が昭和三年以來毎年下附せられ、累計一千百圓に達し、また兵庫縣救済協會及び神戸市より初年度以來補助金が交付せられ、更らに神戸職業補導會から一時支出を受けたるも合計一萬七百四十一圓に達した。この職業補導會といふのは、大正十二年三月財界の不況により失業者續出し労働争議の頻發せる時、鐘紡からの寄附に關する十萬圓を基金として設立せられたる團體で、失業に關する各種の調査研究と救済とを目的とせるものである。

これに對し支出の方面に於ては、保険給付費として大正十五年一月以降昭和七年末までに十一萬八千四百二十四圓を支出した。四年以來失業給付が激増し、その給付總高に對する比率は十五・九パーセント以内であつたが、五

年度には一躍して二十七・六パーセントとなり、更らに六年度には三十四・六パーセント、七年度には四十・六パーセント以上を占むるに至つた。次に事業費の事項別に於て、死亡給付は業務上のもの毎年一件、業務外のもの八件乃至十一件平均九件であり、廢疾給付は業務上のもの總計十三件、業務外のもの總計六件である。治療給付は給付總額の五十二パーセント以上に當り、業務上のものに對する業務外のものの割合は約倍額を占め第一位である。次に休業扶助料は給付總額に對し二十一パーセントで、治療給付の約四十パーセントに當つてゐる。最後に失業給付は總額二萬五千二百六圓で、延日数は四萬一千八百八十二日である。最後に失業給付は總額二萬五千二百六圓で、延日数は四萬一千八百八十二日である。最後に失業給付は總額二萬五千二百六圓で、延日数は四萬一千八百八十二日である。

組合加入狀況

年 別	月平均	最 高	最 低	一月平均在籍日數
大正十五年	一、〇〇四	一、五二三(三月)	七四八(七月)	二二・三
昭和二年	一、四四一	二、五五二(二月)	七八三(八月)	二二・三
昭和三年	一、七九八	三、二二五(二月)	一、〇六二(九月)	二四・〇
昭和四年	一、二四八	一、七八六(一月)	八八四(十一月)	二四・四
昭和五年	一、九二三	二、九〇三(二月)	一、三五八(七月)	二四・八
昭和六年	一、五九五	二、〇四二(三月)	一、二六五(十月)	二五・三
昭和七年	一、三七一	一、六三五(二月)	一、一七五(六月)	二七・八

收入狀況

(單位圓)

年 別	組合員 保險料	特別組合員 保險料	下付金	補助金	雜收入	補導會 借入金	合 計
大正十五年	一〇、四二一	一、〇三五	—	七、五〇〇	三九	四、三一三	一八、九九五
昭和二年	一四、四九二	一四、〇一一	—	八、〇〇〇	三九	—	三六、五四二
昭和三年	一三、〇五一	一二、七三八	—	七、〇〇〇	六五	—	三三、〇五四
昭和四年	一三、八一八	一四、四八一	—	六、〇〇〇	六三	—	三四、六六二
昭和五年	一六、二九六	一六、七九六	—	六、〇〇〇	五四	四、〇四六	三九、四四六
昭和六年	一五、九八二	一八、五九九	—	六、〇〇〇	二一	二、三八二	四〇、九〇二
昭和七年	一七、四三四	二四、八七八	—	九、九〇〇	四四八	—	四九、九六〇

支出狀況

(單位圓)

年 別	保險給付	割戻金	事業費計	事務費	合 計
大正十五年	一三、二三九	二、五一五	一五、七五四	七、五五四	二三、三〇八
昭和二年	一七、五四八	四、七九六	二二、三四四	一一、五五二	三四、八九六
昭和三年	一五、二七四	四、二一六	一九、四九〇	一一、四七二	三一、九六二
昭和四年	一五、四二二	四、一四一	一九、五五三	一一、三八六	三一、九三九
昭和五年	三一、一九二	五、〇八六	三六、二七八	一一、六七四	四八、九五二
昭和六年	二五、七五九	五、四四〇	三一、一九九	一一、〇八六	四三、二八五
昭和七年	一三、七二四	七、三〇〇	二一、〇二四	一一、七七五	三三、七九九

我國の日傭労働者に關する若干の考察

事業費明細 (單位圓)

事項	大正十五年	昭和二年	昭和三年	昭和四年	昭和五年	昭和六年	昭和七年	計
業務死亡給付	一五〇	一五〇	三〇〇	一五〇	一五〇	—	七八〇	一、六八〇
普通死亡給付	六八〇	一、一〇〇	八二三	八〇〇	八三九	七五〇	九五九	五、九五二
業務廢疾給付	一九〇	二〇	六二	一五〇	六五	—	五三〇	一、〇一七
普通廢疾給付	三五	—	五〇	—	三〇	三五	七〇	二二〇
業務治療給付	三、〇〇六	四、一八二	二、五六九	二、九〇五	四、七九四	三、四〇二	二、九一三	二二、七七二
普通治療給付	三、八三六	六、八三八	六、一二八	五、八九五	一〇、二一三	七、八六五	五、五九五	四六、三七〇
移送給付	—	—	五二	三八	五六	—	—	一九七
業務休業扶助料	二、九二六	二、四七七	一、七六〇	一、九九三	三、七六二	二、二七八	一、一三七	一六、三三三
普通休業扶助料	一、一六五	九二一	一、四四五	一、〇二八	二、六八七	二、四九七	一、一二三	一〇、八六六
失業給付	一、二五一	一、八〇八	二、〇九九	二、四五五	八、五九六	八、九一七	六一五	二五、七四一
勘 辰 金	二、五一五	四、七九六	四、二一六	四、一四一	五、〇八六	五、四四〇	七、三〇〇	三三、四九四
計	一五、七五四	二二、三四四	一九、四九〇	一九、五五三	三六、二七八	三一、一九九	二一、〇二二	一六五、六四〇

失業給付成績

年別	組合員月平均數	出頭延日數	就業延日數	失業延日數	失業率	失業給付延日數	失業給付率
大正十五年	一、〇〇四	一一、八七〇	一一、〇〇七	八六三	七・三%	一一九	一三・八%

昭和二年	一、四四一	一八、六四一	一七、二六〇	一、三八一	八・二	二七五	一九・九
昭和三年	一、七九八	二七、四〇一	二六、〇二六	一、三七五	六・二	二七五	二〇・〇
昭和四年	一、二四八	二〇、七四八	一九、一七四	一、五七四	七・六	三五四	二二・六
昭和五年	一、九二三	三二、二八六	二九、七二〇	二、五六七	八・〇	八二九	三二・三
昭和六年	一、五九五	二九、五六八	二四、七三七	四、八三一	一六・三	一、六三三	三三・八
昭和七年	一、三七一	二八、六九五	二七、三三三	一、三二二	四・八	一〇三	七・八

次に名古屋市に於ける状況である。同市の勞務者共済會には賛助會員と普通會員とがある。前者は事業主より成るのであるが、現在は市の水道部、土木部の如き名古屋市役所各部の事業に限られ、また民間事業にまで及んでない。而して後者は勿論日傭労働者より成るのであるが、昭和七年十一月三十日現在に於て三百二十名を數へるに過ぎない。財政の基礎は市の職業紹介所の紹介によつて雇傭せられたる時一名一日に付き四錢(昭和七年五月一日改正、その以前に於ては五錢)を傭主が支出し、又同額を勞働者が支出するのであつて、これに對して失業給付と災害給付とが行はれる。前者は一日四十錢(昭和七年五月一日改正、その以前に於ては五十錢)であり、後者には種々の金額が特定せられてゐる。最近の成績に就ては統計を後段に掲載するが、世界的不況に因る失業の増加に伴ひ給付金額が高み、昭和七年度には有志の寄附一萬一千餘圓を以て漸く收支の均衡を維持したのであつた。現在に於ては賛成會員は市役所のみであるが、これを地方の事業主にまで擴張するとすれば、勞働者の賃銀が低下する虞がある。これは容易に實現し難いことである。尙ほ現在のところには縣及び市の補助金(昭和八年の補助金、

名古屋市五千圓、愛知縣一千圓、合計六千圓)と一般寄附と組合員の保険料で辛ふじて財政を維持してゐる有様である。左に事業成績概況を示すであらう。(何れも昭和六年十二月一日より昭和七年十一月三十日に至る一ヶ年の調査である)。

組合員入退状況

加入者	二二一	脱退者	四二二
月平均在籍	五〇三	現在者	三三三

保険料及び割戻

保険料	一、三六七・九圓	一人月平均	二四・四錢
割戻金	二三・四圓	一人月平均	一・七錢

給付内譯

項目	件数	給付延日數	給付金額(圓)	一日分(錢)
災害給付	一五	一六三	一一四・〇〇	七〇
失業給付	二二、二三二	二二、二三二	一〇、八一六・〇〇	五〇
失業給付一月平均	一、八五二・六	一、八五二・六	九〇一・三三	—

最後に大阪に於ける特殊事情に論及しなくてはならぬ。同市に於ては市職業紹介所が人夫供給請負制度に伴ふ弊害を救ふために直接供給を爲すに方り、労働者の業務に原因する災害に對する補償をなす爲めに、大阪市労働共済會

を設立した。それは大正十三年六月のことであつたが、其後大正十五年十一月に至つて、組織を變更して財團法人となり、昭和四年九月新に失業共済の事業をも開始した。然るにこの事業は専ら日傭労働者を對象としたものであつたが、更らに一般の職工并に労働者のみの失業保険を經營することとし、昭和七年六月から着手した。この失業保険の要綱を示せば次の如くである。

この事業は被保険者に對して失業保険給付を與へることを目的とするのであつて、茲に失業と稱するのは市職業紹介所の紹介に依りて就職したる後、自己の意思に因らずして職業を失ひたる者が、労働の意思と能力を有するに拘らず、適當なる業務に就くことが出来ないのを云ふのである。而して傷病、妊娠、出産、其他已むを得ざる事故に因る失業者が、右の失業の要件中の労働能力のみを缺くものである時は、失業に準ずるのである。次に被保険者たるべきものは、市職業紹介所の紹介に依り、大阪市内に就職し、勤続六ヶ月以上のもので、日傭労働者、臨時又は豫め期間を定めて使用せられる者、年齢満二十歳未滿及び滿五十歳以上の者、家事に使用せられる者、傭主に扶養せられ賃銀又は給料の支拂を受けざる者等は適用から除外せられる。被保険者たる資格は、保険料を納付したる時より取得するのであつて、保険料を滞納したる時、年齢が滿五十五歳に達したる時、勤務の場所が大阪市内に移轉したる時、その外死亡、詐欺其他の不正行爲によりて保険金を受け又は受けんとしたる時は、被保険者たるの資格を喪失する。而して保険料は月額第一種五十錢、第二種七十錢、第三種一圓の三種とし、被保険者をしてその一を選択せしめ、毎月徴收するのであつて、保険給付は、保険料の月額乃ち五十錢、七十錢、一圓を給付日額とし、

保険料を一年以上拂込みたる者に限り次の區分に應じて支給する。

拂込年數	給付金額(圓)		
	第一種	第二種	第三種
一年以上	二五	一七・五〇	二五・〇〇
二年以上	四〇	二八・〇〇	四〇・〇〇
三年以上	六〇	三〇・〇〇	四二・〇〇
以上二年を加ふる毎に二十日分を増し十年以上は二百日分を以て止む			六〇・〇〇

東京市及び大阪市に於ける狀況に關してはそれぞれ社會事業年報によりて詳細紹介すべきであるが、此處には主として典型的神戸市の事情を叙してその他は一切他日に譲ることとした。諒恕を乞ふ次第である。

日傭労働者の失業共済施設に就て、失業保険が果して成立し得るものなりや否や、更に日傭労働者が失業保険の對象として適當なりや否やの二點から非難を加へる者がある。例へば森田良雄氏は次の如く述べてゐる。

英國の失業保険が何故に赤字に次々に赤字を以てし、終に國家財政の破局を招來するの因を爲すに至つたかを検討すれば、何人も思ひ半に過ぎるのであつて、それは要するに本來保險の客體となり得ないものを客體としたが爲である。現今各國殆んど例外なく實施してゐる「非常時手當」は何れも、失業保険で何とも救済出來ない失業者を、國庫若しくは市町村の公費に於て一方的に救済してゐるのであつて、之は一旦失業が深化すれば失業保険などは燒石に水で、結局は國庫又は公費による救済以外何とも致方がない。つまり失業保險の無力なることを雄辯に物語る證

據である。元來失業者に對する給與制度は二つあり、その一は所謂失業保險であり、他の一は失業扶助である。前者は文字通り一定の掛金を徴するものであり、保險數理を基礎としてゐるが、後者は國家、公共團體の一方又は双方の片務的賠償又は扶助に依るものである。ドイツの緊急失業手當、福祉救済はその適例である。而して最近の傾向としては失業扶助による救済の分野が漸次擴大せられてゐる。イギリスの失業保險調査委員會の報告に於てもこの二種の制度を勸奨してゐるのは、所謂失業保險制度の没落失敗を有力に立證したものである。

一步譲つて失業保險が可能なりとしても、果して日傭労働者を被保險者とし、これのみを以て失業保險を實施することが適當であるか否か。これに就ては元來日傭労働者は常習的失業者であつて、これによつて失業保險の準備行爲をするのは正氣の沙汰とも思へない。産業の至實たる熟練労働者や社會の中堅たる知的勤勞階級の失業に冷感であるのに、斯かる常習的ルンペン階級のみを救済するのは順序を謬つたものである。ヨーロッパの社會事業の特質は個人主義を基調とせる點にある。勞働關係に於ても同様である。然るに日本に於ては親分乾分の關係が依然として存在してゐるから、日傭労働者の失業救済も、日本古來の傳統である没我的俠客道を基調とし、宿泊所や紹介所制度を以てすべきであると。これは森田良雄氏の主張である。

これに對して岸正一氏は次の如く云ふ。乃ち諸都市に於ける労働者共済制度は、これのみを以て彼等數萬の生活を保障しようなどと考へるのではない。申すまでもなく失業對策の第一は失業の發生を防止することである。之が爲めに從來政府は各種官公營事業の調節を企てて、勞働に對する需要の平均を圖り、周期的若しくは季節的失業防

止に努めてゐる。併し乍ら現下の窮迫せる日傭労働者の失業は、斯かる對策を以てしても尚ほ救済し得られない場合がある。これが失業共済施設の缺くべからざる所以である。現に神戸及び東京に於ける幾多の事例は、如何に其效果あるものであるかを有力に物語つてゐる。

又今日政府の熟練労働者及び知識階級失業者に對する施設が極めて微温的であることは承認するが、これは結局産業の興隆に俟つか、然らずんば失業保險乃至扶助制度の確立によらねば到底至難であらう。然も是等のことは現下の國情では勿急に實現し得るとは思はれないが、さればと云つて日傭労働者に對する救済を差控へるにも當るまい。政府がその對策を考へるのは、彼等の救済といふ立場のみならず、社會秩序の維持の上からも妥當の措置ではあるまいか。失業保險が國情に反するとの説もあるが、我國に於て工場労働者の失業保險が未だ何等の形態に於ても實現しない遙か以前から、何等國家の助成を俟たなくとも、日傭労働者の失業救済制度が自然に發達し普及したのは、彼等の社會事情の相異に基くのである。また組織立たざる彌縫的救済策は往々にして弊害を伴ひ、俠客道を基調としたる失業對策の如きは又到底實現困難である。失業共済と應急事業とは互に其缺陷を補ひ合ふ關係に立つてゐる。今日政府は應急事業に九百萬圓の補助金を投じてゐるにも拘らず、失業共済には何等の援助をも爲してゐない。よろしく政府は速に失業共済に相當の獎勵策を講ずべきものである。

以上は岸正一氏の意見であるが、林清氏も森田良雄氏の主張に對しては賛成せず、失業共済制度を明確に失業保險の範疇に收めて考へるところに誤謬があるのではあるまいか、失業共済施設と失業應急事業とを結合して經濟主

義に基いて運用することによつて失業對策と財政政策との調節が企圖し得られると主張してゐる。

此處で失業共済制度に對する右の賛否兩論に對する批判の爲めに贅言を附加する必要はない。昭和八年五月社會局の失業對策委員會特別委員會に、失業應急事業以外の日傭労働者救済施設が附議せられた。それは以下に述べるが如き輪廓のものであるが、これに就て小委員會の會長が報告したところに次の言葉が見出される。

現在行はれてゐる失業共済組合は極めて部分的のものであるが、國が之を認めて補助せんとする以上は普遍的のものでなければならぬ。尠く共失業應急事業に於ける登録労働者の全部には及ぼすようにしなければならぬ。次に生活困難なる者に對しては寧ろ救護法の様な救護を與へるとか、富豪等の寄附によつて飯を食はせるとかしたら如何であるかといふ質問もあつたのであるが、仕事のある時に多少でも出捐をなさしめて置いて、失業の場合に救済を與へる方が、労働者の自助的精神を損はぬ方法であり、又濫給を防ぐ所以である。次に失業共済組合は失業保險とは異なるものであつて、失業應急事業を補充すべき一の救済に外ならぬ。失業應急事業に對して國庫の補助のある以上は、之が補充的救済方法たる共済組合に對しても、相當の補助を與へることは十分理由があると述べてゐる。最後に右の特別委員會で決定した日傭労働者失業共済施設は、次の如きものである。

(一) 失業手當日額

日額四十錢を以て國庫補助の基準とすること

日額四十錢以上に定むることを妨げざるも超過部分には補助せざること

我國の日傭労働者に関する若干の考察

(二) 手当支給條件

- (イ) 資格取得の日より五回以上醸出金を納めたること
 - (ロ) 最近十日間に一回以上醸出金を納めたること
 - (ハ) 當日を含め連続失業三日以上に及びたること
 - (ニ) 連続手当支給三日を超えざること
 - (ホ) 最近十日間に手当支給四日を超へざること、失業の認定は一定の基準に依り職業紹介所長之を爲すこと
- (三) 醸出金
- 加入労働者をして就業一日に付失業手当日額の十分の一以上に當る醸出金を就業當日納入せしむること(就業先は官公業たると民間事業たるを問はざること)

(四) 補助

- 市は尠く共労働者の醸出金に相當する金額を支出すること
- 右の場合に於て國は市の支出額を超えざる限度に於て、大體失業手当に要したる費用の三分の一以内を補助すること
- 京都市教育部社會課「日傭労働者共済保險制度に關する調査」(昭和七年一月)
- 森田良雄「失業補償論」(昭和七年刊)
- 森田良雄「勞務者失業共済施設」(社會事業、昭和八年二月號)
- 岸正一「失業共済施設の助長を望む」(社會事業、昭和八年五月號)
- 林清「日傭労働者失業共済施設の回顧と展望」(社會事業、昭和八年八月號)
- 其他東京、神戸、名古屋の各都市の共済組合の規程并に報告書、全國産業團體聯合會の報告等

六 朝鮮人労働者問題

世界的經濟恐慌によつて労働條件の低下と失業との極端の下に苦惱してゐる日本の労働者は、更らに朝鮮人労働者の低廉なる賃銀と生活標準との爲めに、倍々苦惱を續けなくてはならぬ破目に陥つてゐる。日韓合併以來既に二十何年かを經過して、我國に於ける朝鮮人の問題は愈々その形態を複雑にし、その解決は元より根本に横はる民族問題にまで突進むで考察することが必要であるのは勿論であるが、これは我國の重要なる社會問題であり、決して對岸の火災視することを許さぬ焦眉當面の問題でもある。

明治三十二年七月二十八日の勅令第三五二號の第一條によれば、外國人は條約又は慣行に依り、居住の自由を有せざる者と雖從前の居留地及び雜居地以外に於て居住、移轉、營業、其他の行爲をなすことが出来るのであるが、同條の但書によつて労働者は特に行政官廳の許可を受くるに非ざれば、從前の居留地及び雜居地以外に於て居住し又は其義務を行ふことを得ない。この各項の適用を受けるものは支那人と朝鮮人以外には殆んどないのである。然るに明治四十三年八月日韓合併が成立すると同時に、この條項は朝鮮人に適用せられなくなつた。併し大正八年四月朝鮮總督府警務總監部令第三號によつて、旅行證明書制度が布かれたから、朝鮮人の渡航は相當の制限を加へられた。尤もヨーロッパ戰爭中は、労働供給の實狀に鑑みてその適用を比較的寛大にしたが、大正十一年十二月總督府令第一五三號によつてこの取締令が廢止せられるまで、完全なる渡航の自由は認められなかつたのである。

勿論、斯の如き法令上の自由が承認せられても朝鮮人労働者の渡航が労働市場に於ける労働不消化を一層甚しからしめ、内鮮双方の労働者に不利益を醸すことから保護する爲め、就業の確否、國語の能否、所持金を標準として朝鮮人労働者の内地渡航を阻止する事實がある。それにも拘らず朝鮮人労働者は水の低きに就くが如く流入する。朝鮮人の内地移住に就ては、斯の如き取締制度の變遷があつたが、從來内地に來住したる期鮮人は幾何であつたか。大正六年以前は明確なる數字を示し得ないが、大體日韓合併より大正五年までの間に於ては、渡來者歸還者を差引き、殘留者と看做さるべき者は三萬以上に達するらしい。而して大正六年以後の期鮮人來住統計により殘留者の數を測定すれば次の如くである。尤もこの數字は人口動態に於ける出生、死亡の關係を度外視してゐる點に於て、確實性を缺如してゐることは注意すべきである。

朝鮮人内地渡航歸還年別調

年次	渡航	歸還	差引殘留	差引累計
大正六年	一四、〇一二	三、九二七	一〇、〇八五	一〇、〇八五
同 七年	一七、九一〇	九、三〇五	八、六〇五	一八、六九〇
同 八年	二〇、九六八	一二、七三九	八、二二九	二六、九一九
同 九年	二七、四九七	二〇、九四七	六、五五〇	三三、四六九
同 一〇年	三八、一一八	二五、五三六	一二、五八二	四六、〇五一
同 一一年	七〇、四六二	四六、三二六	二四、一三六	七〇、一八七

同 一二年	九七、三九五	八九、七四五	七、六五〇	七七、八三七
同 一三年	一二二、二一五	七五、四三〇	四六、七八五	一二四、六二二
同 一四年	一三一、二七三	一一二、四七一	一八、八〇二	一四三、四二四
同 一五年	九一、〇九二	八三、七〇九	七、三八三	一五〇、八〇七
昭和二年	一三八、〇一六	九三、九九一	四四、〇二五	一九四、八三二
同 三年	一六六、二八六	一一七、五二二	四八、七六四	二四三、五九六
同 四年	一五三、五七〇	九八、二七五	五五、二九五	二九八、八九一
同 五年	九五、四九一	一〇七、七一	(一)二、二二〇	二八六、六七一
同 六年	九三、六九九	七七、五七八	一六、一一一	三〇二、七九二
同 七年	一〇一、八八七	六九、四八八	三二、三九九	三三五、一九一

大正二年より昭和三年に至る間の朝鮮人の内地渡航數は、大正三年を唯一の例外として逐年増加の趨勢を示し、其後に於ては渡航者の數に於て動搖を生じてゐるが、昭和五年六月末に於ては二十八萬に達してゐる。その府縣別分布を見れば、第一位は大阪府の六萬八千、第二位は東京府の三萬、第三位は福岡縣の二萬五千、第四位は愛知縣の二萬三千、第六位は京都府の一萬六千である。其職業別を見れば、二十九萬中、日傭人夫の十二萬を最多とし、職工の四萬四千を第二とし、商業及び雇人の一萬二千がこれに次いでゐる。

職業別調

(昭和五年六月末現在)

職業	人員	職業	人員
官公吏	二三	水上就勞者	三、〇三九

我國の日傭労働者に關する若干の考察

軍人	三	職工	四四、一三二
醫師藥劑師	二四	鑛坑夫	一〇、九七五
記者	七	日傭人夫	一一九、一一六
僧侶牧師	四八	交通運輸	一、一三〇
事務員	二四一	藝娼妓	三四
學生	四、八九二	無職	五二、一五三
小學兒童	四、〇三〇	在監者	九二四
商業	一一、六四六	其他	二一、五六四
農業	一、七二五	計	二八七、七〇五
雇人	一一、九九九		

次に渡航朝鮮人の前職は、昭和七年中の釜山經由及び大阪上陸者に就て見れば、左表の如く總數の六、七十六セントが農民又は農業労働者である。

釜山經由渡航者職業調

職業	人員	比率
労働者	六二、二二四	六一・一
學生	五、九八一	五・八
雜業	三三、六八二	三三・一
計	一〇一、八八七	一〇〇・〇

大阪上陸朝鮮人職業調

職業	人員	比率
労働者	一六、八二九	六五・九
學生	三三一	一・三
雜業	八、三九九	三二・八
計	二五、五五九	一〇〇・〇

何故に朝鮮人は内地へ渡航するのであるか。一般に移住を促す原因は種々あるが、これを大別すれば經濟的原因と社會的原因とにすることが出来る。朝鮮に於ける産業の資本主義化による下層労働階級の窮乏と浮浪とが前者であり、彼等に對する社會的抑壓が後者である。

朝鮮は韓國時代に於ては封建的舊慣を持續したが、明治四十三年總督府が統治の權力を掌握するや、政治、經濟、教育等文化のあらゆる方面に新生面を開拓した。先づ産業方面に就て見るに、外國貿易は明治四十四年輸出一千八百八十五萬圓、輸入五千四百八萬圓、合計七千二百九十四萬圓であつたが、昭和元年には輸出三億六千二百九十五萬圓、輸入三億七千二百十六萬圓、合計七億三千五百十二萬圓に激増した。尤も最近には經濟界の不況によりて幾分か打撃を受けた。各種生産物の産出額も同様に増加してゐる。朝鮮米の如きは收穫も輸出も非常に増加し、工業は未だ幼稚の域を脱しないが、これも亦連歩の跡が顯著である。工場數を見るも明治四十四年に於ては僅か二百五十一、従業者一萬四千五百であつたものが、昭和六年末に於ては工場數四千六百十三、従業者十萬六千

七百である。産業の飛躍的發展に對してはこれに伴ふ犠牲も尠くない。朝鮮を植民地視することは問題であるが、事實に於て朝鮮に對して植民地に對すると同様の政策が施行せられ、文化の開發があつたと同時に、原住民たる朝鮮人殊に全人口の八十パーセント以上を占める農民が××となつたのである。

年 代	工場數	資本金(圓)	従業者數	内朝鮮人數
明治四十四年	二五一	一〇、六一三、八三〇	一四、五七五	一一、一八〇
大正五年	一、〇七五	二四、六一三、五〇〇	二八、六四六	二三、七八七
大正十年	二、三八四	一七九、一四二、七九五	四九、三〇二	四〇、四一八
昭和元年	四、二九三	三一九、一八一、四八五	八三、四五〇	七三、三四五
昭和三年	五、三四二	五四九、一二二、三六四	九九、五四七	八七、八六四
昭和六年	四、六一三	—	一〇六、七八一	—

昭和元年末の調査によると朝鮮に於ける世帯總數三百六十一萬、人口一千九百十萬中、農業、林業、牧畜業は總世帯の七八・五パーセント、人口の八十一・二パーセントを示してゐる。以て農業が如何に重要な地位にあるかを察すべきである。是等の農民を其地位によつて分類すると、自作農は漸次減少するに反し、地主と小作人とは近年著しく増加し、更らに自作兼小作農は次第に没落して非常に其數を減じ、舍音又は秋收員による所謂不在地主制度が盛んなることが知られる。

農 民 數

年 代	地主甲	地主乙	自作	自作兼小作	小作	兼火田民	純火田民	計
大正二年	八〇、六〇八	—	五八、四七一	八三、七一一	一、〇七三、一九四	—	—	二、五七三、〇四四
大正五年	一六〇、〇九	—	五三〇、一九五	一、〇七三、三六〇	九七、二〇八	—	—	二、六四一、一五四
大正十年	一七〇、〇三	八〇、一〇三	五三三、一八八	九九四、九七六	一、〇九一、六八〇	—	—	二、七二六、九四九
昭和元年	二〇、五六九	八四、〇三三	五五五、七七七	八六五、七三二	一、一九三、〇九九	四八、〇五二	—	二、七五〇、一〇〇
昭和五年	二、四〇〇	八三、六〇四	五四四、〇〇九	八九〇、二九一	一、三三四、三九九	九六、五〇八	—	二、八六九、六七七
昭和六年	三三、〇三三	八、六九二	四八八、五七七	八三三、七〇〇	一、三九三、四四四	九六、四六六	四一、三三三	二、八八二、六九

備考 地主甲とは其所有する耕地を悉く小作せしめ自ら耕作せざるもの。地主乙とは所有耕地の大部分を他に小作せしめ、其一部分を自ら耕作するもの。兼火田とは熟田を耕作し兼ねて火田式耕作法による耕作に従事するものにして、地主、自作、自作兼小作、小作等の中に計上せられざるもの。兼火田は計に含まれず。

これ等の農民の収入調査の結果をみると、自作兼小作と小作農は自らの收穫によつては殆んど生活を維持することが出来ない。それ故に彼等は勢賃銀労働者たらざるを得ないのであるが、未だ工業の發達せざる地方に於ては有利なる職業を見出すことが不可能で、轉業及び移住を惹起することとなるのである。昭和四年の調査によれば、下級農業階級にして農業労働者又は日傭人となる者は、一年七萬九千六百で歴倒的多數を占め、内地に出稼する者は二萬五千に上つてゐる。併し労働者として内地滿洲其他に移住する者は、多少生活に餘裕ある者、又は素質の良好なる者に限られ、大部分は極度の困窮に陥つて殘留し、結局一日僅に二十錢内外の賃銀で、九時間乃至九時間半の勞

働に従事せねばならぬことになる。

農家一戸平均收支調 (單位圓)

摘要	收入	支出	差引
地主	一、五三四	九八九	五四五
自作	六四六	五五九	八七
自作兼小作	四七六	四五二	二五
小作	四〇三	四一四	(一)二
窮農	一〇二	一〇六	(一)四

備考 一戸總平均收入五二〇圓、支出四六三圓、差引四七圓

賃銀調 (大正十四年調) (單位圓)

摘要	工鑛	工建	農收	水産	通運	合計平均
最高	四・二九	二・二五	〇・八〇	二・一〇	二・九八	二・四八
最低	〇・一七	〇・六〇	〇・二八	〇・五三	〇・九三	〇・五〇
平均	〇・八八	〇・九四	〇・四五	〇・九四	一・六一	〇・九一

備考 昭和六年六月末現在による工場労働者の平均賃銀は男工八十五錢、女工四十六錢、鑛山労働者男工五十四錢、女工二十九錢である。

農家の轉業及移住 (昭和四年調)

商業	工及雜	労働又ハ傭人	内地		滿洲	シベリア
			出	稼		
(任意)	一六、一一〇	一〇、五四二	三九、九九〇	一五、八四九	一、五八四	八三五
(失敗)	七、六一八	六、三三七	三九、九九〇	九、四二四	一、五四九	二五六
			(一家) 六、八三五	(其他) 三、四九七	(計) 一五〇、一一二	

而して彼等が斯の如き事情に墮する所以は、農家の轉業と地主階級の増加と生産方法の近代化とを原因として、下級農民階級が漸次賃銀労働階級に轉落し、労働供給の過剩を來して労働條件を悪化したること、また他の一方に於て一般の耕地面積は年々増加し、生産物も増加せるにも拘らず、然かも農業労働者并に小作兼自作農業家は收支相償はざる生活を營む事實がある。これが下級農民階級の内地渡航熱をあふる原因であり、一般農業労働者をして最低限度の賃銀を甘受せしめる原因である。尙ほ朝鮮人の内地渡航を促す原因の第一は、勿論内地に於て彼等の收得する賃銀が朝鮮に於けるよりも著しく高きことにあるが、歸還者が内地生活を誇示せることも尠からず有力なる原因に數へられる。

併て内地に於ける朝鮮人の労働状況は、工場に於ては個人的雇傭もあるが、土木事業に於ては組によつて労働するものが頗る多い。而して組の人数は大小種々で、組頭の権力もまた場合によつて種々である。併し朝鮮人の團結力は全體的に觀察して頗る薄弱で萬事自己本位で、親分乾分の關係に於ても、内地労働者の間に屢見るが如き超物

質的なところは殆んどない。

朝鮮人労働者の収入は大正十二年の大阪市に於ける調査によると、土方は労働日数平均二十一日に對し収入一ヶ月平均三十八圓九十一錢、一日平均二圓八十五錢であり、職工は二十五日、収入一ヶ月平均二十七圓三十三錢、一日平均一圓九錢、日傭労働者は十六日、収入一ヶ月平均十六圓二十五錢、一日平均一圓である。而して彼等は住家を見出すに最も困難を感じてゐるが、單身者は殆んど大部分下宿生活をなし、一戸を構へるものは甚だ稀である。大阪附近の下宿料は普通一日六十六錢である。食物の内容は何れの場合に於ても誠に粗末で、飯と鹽と野菜で生きて居ると云ふも過言でない。副食物は朝は醬油或は鹽で腹を拵へ、晝は漬物、晩は油揚げと野菜の煮付或は魚の乾物位が關の山である。吾人の目より見れば、囚人よりも更らに劣る現狀に生きてゐるのである。日傭労働者に一ヶ月幾許あれば生活し得るかを質問したら、或者は八圓と答へ、或者は九圓と答へた。彼等は生活費として食費を計上するのみで、衣服と住居に就ては、これを必要と認るだけの餘裕がないのである。

昭和三年五月より六月に亘る大阪市東成區東小橋町及び猪飼野町に對する調査によると、住家は平均六坪乃至七坪が絶對多數を占め、居住人員は一戸平均九・三乃至八・五であつて、同市の内地人の一戸四・三に比して雲泥の差である。而して家賃は十二圓半乃至十五圓が最も多數である。

東京に於ける朝鮮人労働者は大正二年五百七十二であり、其後大正三年を除き毎年増加し、昭和三年八月には一萬六千に達してゐる。丁度十六年間に約三十一倍したことになる。而してその八十八・九三パーセント迄は自己の

労働によつて生活する労働者で、他の力によつて生活を支持する學生の如きは僅か十一・七〇パーセントである。朝鮮人の渡航して就業の機會を見出す方法は、初期に於ては募集員によりて行はれ、後單獨に交渉するか、組頭の世話になることとなつたが、最近に於ては益職業紹介所に依頼することが多くなつた。

昭和三年の調査によれば技術的労働者は比較的高率の賃銀を受け、理髮師の百五十圓、市電運轉手の百二十三圓を得るが如き例もあるが、平の土方は五十二圓三十四錢、自由労働者は五十四圓七十五錢で、前者とは遙かに相異してゐる。而して一般に觀察すると、収入一ヶ月平均六十三圓七十一錢であるが、五十圓未満の階級が最も多く、總數の二十七パーセントを示してゐる。これは世帯者の収入であるが、獨身者に就て見れば、収入一ヶ月平均四十四圓二十一錢である。六十三圓と云ひ四十四圓といふは豫想以上に多くの収入を有すると云はねばならぬが、これは調査の對象が概ね有力なる飯場に止宿する労働者であつたからである。この事實は支出を觀察する場合に於ても注意しなくてはならぬ。支出は世帯者に於ては住居費十七・三七パーセント、食費四十八・八九パーセント、被服費十三・五四パーセント、薪炭費八・三六パーセント、其他十一・八四パーセントで、總支出額は平均一ヶ月五十六圓九十四錢である。獨身者に於ては住居費十・三〇パーセント、飲食費五十三・五二パーセント、被服費十五・五二パーセント、薪炭費〇・三二パーセント、其他二十三・一四パーセントで、總支出額は平均一ヶ月三十五圓二錢といふ状態にある。

朝鮮人の所得は内地人のそれに比較して二割乃至三割低いが、支出に於て可成節約が行はれ、剩餘金を有し、貯

金するか國許へ送金するものも多い。乃ちそれは總數の六割を占め、生活に不足を來せるものは僅々六分に過ぎない。これは彼等の生活が外面的に貧弱に見へ、悲惨そのものと認識することが從來の通弊であつたことを教へる。何れにしても内地に渡航する朝鮮人労働者の問題は、朝鮮に於ける産業政策上の重要問題に原因し、この點より見れば朝鮮統治の根本方針に亘る問題であるが、これはまた内地労働者の生活標準、労働條件、労働市場との關係に重大なる影響を與へるものであるから、内地に於ける重要なる經濟上の問題であり、社會上の問題である。(完)

大阪市社會部調査課「朝鮮人労働者問題」(大正十三年)

大阪市社會部調査課「本市に於ける朝鮮人工場労働者」(昭和六年)

大阪市社會部労働課「朝鮮人労働者の近況」(昭和八年)

東京府學務部社會課「在京朝鮮人労働者の現状」(昭和四年)

(附記) 本稿は元來、我國の労働者の生活を取扱ふ論文の一部を構成すべきもので、別に生活標準問題、都會労働者の生活費の二項目も脱稿してあるが、問題を局限したる爲めと、紙幅が尨大となることを慮つて割愛した。

尙ほ本稿の資料利用に就ては東京市政調査會并に日本工業俱樂部調査課の厚意によるところが頗る多大である。記して以て關係各位に感謝する次第である。

(昭和八年十一月二十三日稿)

「西洋中世史料及考證」第一、二、三輯

高 村 象 平

昨年十一月、東京商科大學内に創立された西洋中世史料及考證の會では、その後現在に至るまでに、「西洋中世史料及考證」三輯を公けにした。

同會設立の趣旨に就いて、従つてここに紹介せんとする右の資料集成を一貫する階調に就いては、右の創刊號序文が最もよくこれを物語るものであらう。曰く、「西洋史の學習に志あるものら相ばかり、ここに『西洋中世史料及考證』第一號を編し、總じては西洋史の全貌、別しては西洋中世の法制、經濟、政治、商業に對するわれらの了解を深くするの一方便たらしめんとす。思ふに史料の正解なくして歴史記述を行ふことは、不可能なり。このこと獨り、西洋中世史に關して例外たるべらず。しかるに西洋中世に關する本邦研學の現状、この點や、忽にせられざるに似たり。われら修學の初階に在るもの、先づこの點に思を致し、……個々史料の解釋に従はんとするなり」と。

修史上、根本史料の蒐集、利用、そしてその正解の必要なることは言を俟たない。然るに西洋史研究に際して、隔洋地に在る吾々にとつては、根本史料の蒐集、利用の困難なるは勿論、風習、傳統を異にし更に言語を異にする結果、その入手し得た史料さへもこれを正解することは甚だ難事となつて居る。假りに、原資料が古文書集成の形